第6期

定時株主総会招集ご通知



日時 2024年6月25日 (火曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)



第四北越銀行本店2階 だいしほくえつホール

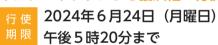
新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1

株主総会にご出席されない場合

インターネットまたは郵送により議決権を 行使いただきますようお願い申し上げます。



インターネットによる議決権の行使



詳細は4頁~5頁をご覧ください。



郵送による議決権の行使

行使 2024年6月24日(月曜日) 期限 年後5時20分到着分まで

詳細は4頁をご覧ください。



DAISHI HOKUETSU **Financial Group**

第四北越フィナンシャルグループ

Philosophy

経営理念

私たちは

信頼される金融グループとして

行動の規範 (プリンシプル)

みなさまの期待に応えるサービスを提供し 地域社会の発展に貢献し続けます

使命 (ミッション)

変化に果敢に挑戦し新たな価値を創造します

あるべき姿・方向性 (ビジョン)

目次

ごあいさつ	1
第6期定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使方法のご案内	4
株主総会参考書類	
第1号議案 監査等委員でない取締役9名選任の件	6
第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	12
第6期事業報告	17
NO CANADA NA INCINCI	
1 当社の現況に関する事項	17
2 会社役員(取締役)に関する事項	41
2 会社役員(取締役)に関する事項	41 45
3 社外役員に関する事項	• • •
3 社外役員に関する事項 ····································	45 47
3 社外役員に関する事項 4 当社の株式に関する事項 5 会計監査人に関する事項	45 47 47
3 社外役員に関する事項 4 当社の株式に関する事項 5 会計監査人に関する事項 6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 …	45 47 47 48
3 社外役員に関する事項 4 当社の株式に関する事項 5 会計監査人に関する事項	45 47 47
3 社外役員に関する事項 4 当社の株式に関する事項 5 会計監査人に関する事項 6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 …	45 47 47 48
3 社外役員に関する事項 4 当社の株式に関する事項 5 会計監査人に関する事項 6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 7 会計参与に関する事項	45 47 47 48 48
3 社外役員に関する事項 4 当社の株式に関する事項 5 会計監査人に関する事項 6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 … 7 会計参与に関する事項 8 その他	45 47 47 48 48 48
3 社外役員に関する事項 4 当社の株式に関する事項 5 会計監査人に関する事項 6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 … 7 会計参与に関する事項 8 その他 連結計算書類 計算書類	45 47 47 48 48 48 49
3 社外役員に関する事項 4 当社の株式に関する事項 5 会計監査人に関する事項 6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 … 7 会計参与に関する事項 8 その他 連結計算書類 計算書類	45 47 47 48 48 48 49 51

発送範囲

書面交付請求をされていない株主さま

書面交付請求をされた株主さま

【株主総会資料の交付書面に関するお知らせ】

- ・会社法改正による電子提供制度の施行に伴い、株主総会資料はウェブサイトに掲載して提供する方法に変更となりました。
- ・当社では、本総会より、紙資源の節約による地球環境負荷の軽減等を総合的に勘案し、書面交付請求をされていない株主さまには「簡易な招集ご通知」をお送りしております。
- ・株主総会資料一式につきましては、本資料 2 頁に記載の当社および東京証券取引所のウェブサイトに掲載しておりますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

ごあいさつ

平素より格別のご高配を賜り厚く 御礼申し上げます。

第四北越フィナンシャルグループは昨年10月に設立5周年、子銀行である第四北越銀行は昨年11月に創立150周年を迎えました。

これもひとえに皆さまからのご愛 顧の賜物であり、深く感謝申し上げ ます。

さて、第二次中期経営計画(2021~2023年度)では、グループ全役職員が"一志団結"で三大シナジー(「合併シナジー」、「グループシナジー」、「TSUBASA連携シナ



ジー」) の発揮に取り組み、当社の収益力は設立当初に目標として掲げた水準に到達することができました。

本年4月よりスタートさせた第三次中期経営計画(2024~2026年度)では、「グループ全役職員が志を一つに、強い気持ちで変化に挑戦し、勇ましく飛躍するステージ」として、"一志勇躍(いっしゆうやく)"を新たなスローガンに掲げ、当社グループが有する金融機能・情報やネットワークを融合させ観光振興など面的な地域創生に挑戦するなど、地域とともに持続的に成長するための好循環を創出してまいります。

当社グループの今後の活動に是非ともご期待いただき、従来にも増してご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。



2024年5月 株式会社第四北越フィナンシャルグループ 代表取締役社長 殖栗道郎

証券コード:7327 2024年5月31日 (電子提供措置の開始日2024年5月20日)

株主各位

新潟県新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1 株式会社 第四北越フィナンシャルグループ 代表取締役社長 殖栗 道郎

第6期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6期定時株主総会を後記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社および東京証券取引所のウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しておりますので、下記ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.dhfg.co.jp/financial/stock/meeting/

第四北越フィナンシャルグループ 株主総会

Q検索



【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



Q 検索



上記ウェブサイトにアクセスいただき、当社名または証券コード(7327)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順にご選択のうえご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、事前にインターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後掲の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月 24日(月曜日)午後5時20分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 2024年6月25日(火曜日)午前10時(受付開始:午前9時)
- 2. 場 所 第四北越銀行本店 2 階 だいしほくえつホール 新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1 (巻末の〔株主総会会場のご案内〕をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第6期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、 連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の 連結計算書類監査結果報告の件

決議事項 第1号議案 監査等委員でない取締役9名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

4. 議決権行使等についてのご案内

(1) 行使方法

議決権を行使するには、当日ご出席いただく方法のほか、インターネットによる方法、議 決権行使書用紙を郵送する方法がございます。

(2) 重複行使の取り扱い

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を 有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(3) 不統一行使の取り扱い

議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う 旨とその理由を当社へご通知ください。

(4) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

議決権行使のお願い

株主総会における議決権は、当社の経営にご参加いただく株主さまの重要な権利です。 本資料4~5頁をご参照いただき、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【株主総会資料の交付書面に関するお知らせ】

- ・会社法改正による電子提供制度の施行に伴い、株主総会資料はウェブサイトに掲載して提供する方法に変更となりました。
- ・当社では、本総会より、紙資源の節約による地球環境負荷の軽減等を総合的に勘案し、書面交付請求をされていない株主さまには「簡易な招集ご通知」をお送りしております。
- ・株主総会資料一式につきましては、本資料2頁に記載の当社および東京証券取引所のウェブサイト に掲載しておりますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付 請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会およ び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、本資料2頁に記載の当社および東京証券取引所のウェブサイトにその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使方法のご案内

インターネットによる議決権の行使

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて各議案に対する賛否をご入力ください。



行 使 期 限

2024年6月24日 (月曜日) 午後5時20分まで

●機関投資家の皆さまは、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

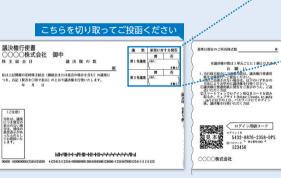
郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、下図のように切り取ってご投函ください。

議案について賛否の表示がない場合は、「賛」の表示があったものとしてお取り 扱いいたします。



行 使 期 限 2024年6月24日(月曜日) 午後5時20分到着分まで



•	議	案	原案に対	する賛否
			賛	否
	第1号	議案	(但し	を除く)
			賛	否
	第2号	景議案	但し	を除く)
١				-

第1号・第2号議案

全員賛成の場合:「**賛**」に〇印 全員反対の場合:「否」に〇印

※一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

株主総会当日のご出席による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。



会場の詳細は、巻末をご覧ください。

- ※ 株主さま以外の方はご出席いただけませんのでご注意願います。
- ※ 代理人によるご出席の場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の 方1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえご出席いただく ことができます。

重要

- インターネットにより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。 また、インターネットにより複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権の行使

QRコードを読み取る方法

1 議決権行使書用紙右下に記載の「ログイン 用QRコード」を読み取ることで、「ログインID・仮パスワード」の入力なしで簡単に 議決権行使ができます。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの 登録商標です。 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



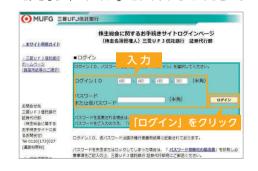
ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

議決権行使ウェブサイト

https://evote.tr.mufg.jp/

2 議決権行使書用紙右下のQRコード右側に 記載された「ログインID・仮パスワード」 を入力し「ログイン| をクリックしてください。



3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力 ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

○○ 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

ご注意事項

●スマートフォン、タブレット端末、パソコン等による議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料金・通信料金等は、株主さまのご負担となります。

議案及び参考事項

第1号議案 監査等委員でない取締役9名選任の件

現在の取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)8名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の一層の強化及び充実を図ること並びに取締役会の多様性を確保するため、新たに女性取締役1名を増員し、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当社では、取締役の選解任等の重要な事項の検討にあたり社外取締役の適切な関与や助言を得る機会を確保し、公正性・透明性・客観性を強化するため、取締役会が任意に設置する諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております(社外取締役5名及び代表取締役3名の合計8名で構成されております)。取締役候補者の選定にあたりましては、同委員会における審議・答申を経て決定しております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はございませんでした。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号			氏 名			(性別)		当社における現在の地位	取締役会への出席状況 (第6期)
1	なみ 並	★	· 富	<u> </u>	雄	(男性)	再任	代表取締役会長	12回/12回 (100%)
2	^{うえ} 殖	栗		みち 道	ろう 郎	(男性)	再任	代表取締役社長	12回/12回 (100%)
3	たか	橋			まこと 信	(男性)	再任	代表取締役専務	12回/12回 (100%)
4	柴	**E			思	(男性)	再任	取締役	12回/12回 (100%)
5	牧			원 利	ゆき 幸	(男性)	再任	取締役	12回/12回 (100%)
6	t H	なか		たか 孝	#U 佳	(男性)	再任	取締役	12回/12回 (100%)
7	石	ざか 坂			たかし 貴	(男性)	再任	取締役	11回/12回 (91%)
8	_{みや} 宮	zu 越		ただ 中	のり 範	(男性)	再任	取締役	12回/12回 (100%)
9	馬	場		ょし 佳	子	(女性)	新任	_	_

(注) 候補者番号9の新任候補者は、株式会社第四北越銀行の取締役です。

候補者 番 号 **1**

並木 富士雄

再 任

所有する当社の株式数

9,600株 5年9か月*

取締役在任年数

※年齢及び取締役在任年数は本総会終結時点



生年月日 1951年6月20日生(満73歳)*

■ 取締役候補者とした理由

2005年6月に株式会社第四銀行(現株式会社第四北越銀行)の取締役に就任後、営業部門、融資部門、経営企画部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2011年6月から同行の代表取締役、2012年6月から同行の取締役頭取(代表取締役)、2018年10月の当社設立時より代表取締役社長を務め、2021年4月からは当社の代表取締役会長として、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者といたしました。

■略歴、地位及び担当

株式	式会社第四銀行入行
同	柏崎南支店長
同	業務開発部長
同	燕支店長
同	三条支店長兼三条南支店長
同	取締役三条支店長
同	取締役上越駐在・高田支店長
同	取締役兼執行役員
	上越駐在・高田支店長

2008年4月 同 常務取締役営業本部長 2011年6月 同 専務取締役(代表取締役) 2012年6月 同 取締役頭取(代表取締役) 2018年10月 当社 代表取締役社長 2021年1月 株式会社第四北越銀行 取締役頭取(代表取締役) 2021年4月 当社 代表取締役会長 統括・

2021 年 4 月 当社 代表取締役会長 統括・監査部 担当(現任) 株式会社第四北越銀行 取締役

■重要な兼職の状況

なし

候補者 番 号

うえ ぐり **殖栗**

みち ろう **道郎**

再 任

所有する当社の株式数

5,400株

取締役在任年数

5年9か月*

※年齢及び取締役在任年数は本総会終結時点



生年月日 1962年12月24日生(満61歳)

■取締役候補者とした理由

2017年6月に株式会社第四銀行(現株式会社第四北越銀行)の取締役に就任後、経営企画部門、総務部門、人事部門、事務部門、営業部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2018年10月の当社設立時より取締役を務め、2021年4月からは当社の代表取締役社長、株式会社第四北越銀行の取締役頭取(代表取締役)として、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者といたしました。

■ 略歴、地位及び担当

	X C	12=
1986年4月	株式	式会社第四銀行入行
2008年4月		柏崎南支店長
2012年6月		総合企画部長
2015年6月		東京支店長兼東京事務所長
2016年6日	同	劫行役昌亩立支店長

2017年4月 同 執行役員グループ戦略企画部長

兼東京事務所長

2017年6月 同 取締役兼執行役員 グループ戦略企画部長

グルーノ戦略企画者 2018年6月 同 常務取締役 2018年10月 当社 取締役

2021 年 4 月 当社 代表取締役社長 取締役会議長 統括(現任) 株式会社第四北越銀行

取締役頭取(代表取締役) 取締役会 議長 統括・秘書室担当(現任)

■重要な兼職の状況

株式会社第四北越銀行 取締役頭取 (代表取締役) 北陸瓦斯株式会社 社外取締役

株式会社BSNメディアホールディングス 社外取締役

候補者 3 番 号 3 たかはし

まこと **信**

再任

所有する当社の株式数

5.950株

取締役在任年数

5年9か月*

※年齢及び取締役在任年数は本総会終結時点



生年月日 1962年2月23日生(満62歳)*

■取締役候補者とした理由

2017年6月に株式会社北越銀行(現株式会社第四北越銀行)の取締役に就任後、経営企画部門、合併推進部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2018年10月の当社設立時より取締役を務め、2023年6月からは当社の代表取締役専務、株式会社第四北越銀行の専務取締役(代表取締役)として、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者といたしました。

■略歴、地位及び担当

1985年4月 株式会社北越銀行入行 2009年7月 同 五泉支店長 2013年6月 同 融資部長 2015年6月 同 営業統括部長 2017年6月 同 取締役総合企画部長

2018年6月 同 常務取締役総合企画部長

2018年10月 当社 取締役

2021年1月 株式会社第四北越銀行 常務取締役 事務本部長

2023年6月 当社 代表取締役専務 リスク管理部・システム事務部門担当(現任)

株式会社第四北越銀行

専務取締役(代表取締役)事務本部長事務統括部・システム部・事務サービス部・事務サポート部・リスク統括部担当(現任)

■重要な兼職の状況

株式会社第四北越銀行 専務取締役 (代表取締役)

候補者番号

とば た 柴田

は思

再任

所有する当社の株式数

4.000株

取締役在任年数

4年*

※年齢及び取締役在任年数は本総会終結時点



4

生年月日 1967年1月19日生(満57歳)*

■取締役候補者とした理由

2018年6月に株式会社第四銀行(現株式会社第四北越銀行)の取締役に就任後、経営企画部門、リスク管理部門、有価証券運用部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2020年6月から当社の取締役を務め、2023年6月からは株式会社第四北越銀行の専務取締役(代表取締役)として、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者といたしました。

2021年6月

■ 略歴、地位及び担当

1989年4月 株式会社第四銀行入行

2011年2月 同 燕南支店長 2015年6月 同 総合企画部長

2018年6月 同 取締役兼執行役員総合企画部長

2018年10月 当社 経営企画部長

2020年6月 当社 取締役経営企画部長 株式会社第四銀行 常務取締役 総合企画部長 戦略推進部・市場運用部門担当

(現任)

株式会社第四北越銀行 常務取締役

当社 取締役 経営企画部・グループ

2023年6月 株式会社第四北越銀行

専務取締役(代表取締役) 総合企画部・ 東京事務所・市場運用部担当(現任)

■重要な兼職の状況

株式会社第四北越銀行 専務取締役(代表取締役)

候補者 5

牧

とし ゆき 利幸

再 任

所有する当社の株式数

1.300株

取締役在任年数

3年*

※年齢及び取締役在任年数は本総会終結時点



生年月日 1966年12月19日生(57歳)*

■ 取締役候補者とした理由

2019年6月に株式会社第四銀行(現株式会社第四北越銀行)の取 締役に就任後、営業部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を 有しております。2021年1月から株式会社第四北越銀行の専務執行 役員営業本部長を務め、2021年6月から当社の取締役地域創生推進 本部長、同行の常務取締役営業本部長として、その職務・職責を適切 に果たしており、引き続き当社グループの経営に貢献できる人物であ ると判断し、取締役候補者といたしました。

略歴、地位及び担当

1990年4月 株式会社第四銀行入行

2015年6月 亀田支店長

2017年6月 三条支店長兼三条東支店長

2018年6月 執行役員

コンサルティング推進部長

当社 営業企画部長 2018年10月

2019年6月 株式会計第四銀行 取締役兼執行役員

コンサルティング推進部長 同 取締役兼執行役員営業本部長 2019年6月

2020年6月 常務取締役営業本部長兼地方創生

推進本部長

2021年1月 株式会社第四北越銀行

専務執行役員営業本部長兼地方創生推

進本部長

2021年4月 当社 地域創生部長

2021年6月 取締役地域創生推進本部長兼地域 創生部長

株式会社第四北越銀行 常務取締役営業本部長

コンサルティ ング事業部・事業開発企画部担当

(現任)

取締役地域創生推進本部長 2023年6月 当社 (現任)

■重要な兼職の状況

株式会社第四北越銀行 常務取締役

6

なか 田中

たか よし

再任

所有する当社の株式数 取締役在任年数

5.126株

3年*

※年齢及び取締役在任年数は本総会終結時点



生年月日

1963年6月15日生 (満61歳)

■ 取締役候補者とした理由

2019年6月に株式会社第四銀行(現株式会社第四北越銀行)の取 締役に就任後、人事部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を 有しております。2021年1月から株式会社第四北越銀行の専務執行 役員本店営業部長を務め、2021年6月から当社の取締役、同行の常 務取締役として、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当 対グループの経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者と いたしました。

略歴、地位及び担当

1987年4月 株式会社第四銀行入行 2009年2月 同 長岡市役所前支店長 2011年2月 五泉支店長 2013年6月 十日町支店長 2015年6月 人事部長 2017年6月 執行役員人事部長 2018年10月 2019年6月

当社 人事企画部担当部長 株式会社第四銀行 取締役兼 執行役員人事部長

常務取締役本店営業部長兼新潟空 2020年6月 港出張所長

株式会社第四北越銀行 専務執行役員 2021年1月 本店営業部長兼新潟空港出張所長

当社 取締役 2021年6月

株式会社第四北越銀行 常務取締役 本店営業部長兼新潟空港出張所長

2023年6月 取締役 人事企画部・総務部担 当 (現任)

株式会社第四北越銀行 常務取締役 総務部担当・人事部副担当(現任)

重要な兼職の状況

株式会社第四北越銀行 常務取締役

候補者 番 号 **7** いしざか石坂

たかし

所有する当社の株式数 取締役在任年数 1.600株

1年*

※年齢及び取締役在任年数は本総会終結時点



生年月日 1964年1月22日生(満60歳)*

■ 取締役候補者とした理由

株式会社北越銀行(現株式会社第四北越銀行)で支店長を歴任後、ソリューション営業部長、執行役員営業統括部長を務めるなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2023年6月から当社の取締役地域創生推進本部副本部長、株式会社第四北越銀行の常務取締役営業本部副本部長として、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者といたしました。

■ 略歴、地位及び担当

1986年4月 株式会社北越銀行入行 2007年10月 同 吉田支店長 2009年6月 同 一ノ木戸支店長 2014年4月 同 新津支店長 2017年4月 同 ソリューション営業部長 2018年10月 当社 営業企画部担当部長 2019年4月 株式会社北越銀行 営業統括部長 2019年6月 同 執行役員営業統括部長 2021年1月 株式会社第四北越銀行 執行役員営業本部副本部長 2021年6月 当社 地域創生推進本部副本部長兼地域創生部担当部長

株式会社第四北越銀行 執行役員営業 本部副本部長兼事業開発企画部長

2021年10月 第四北越キャピタルパートナーズ株式 会社 代表取締役社長

2023年6月 当社 取締役地域創生推進本部副本部 長兼地域創生部長 (現任)

株式会社第四北越銀行 常務取締役 営業本部副本部長兼事業開発企画部長 (現任)

■重要な兼職の状況

株式会社第四北越銀行 常務取締役

候補者 8

みや こし **宮越** ただのり

再任

所有する当社の株式数

950株

取締役在任年数

1年*

※年齢及び取締役在任年数は本総会終結時点



生年月日 1962年2月12日生(満62歳)*

■取締役候補者とした理由

株式会社北越銀行(現株式会社第四北越銀行)で支店長を歴任後、執行役員市場営業部長を務めるなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2021年1月から株式会社第四北越銀行の執行役員を務め、2023年6月から当社の取締役、同行の専務執行役員長岡本店営業部長兼長岡営業部長としてその職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの経営に貢献できる人物であると判断し取締役候補者といたしました。

■ 略歴、地位及び担当

1984年4月 株式会社北越銀行入行 2010年4月 同 来迎寺支店長 2011年10月 同 白根支店長 2014年4月 同 市場営業部長 2017年6月 同 新潟駅前支店長 2019年4月 当社 経営企画部担当部長 2019年6月 株式会社北越銀行 執行役員市場営業 部長 2021年1月 株式会社第四北越銀行 執行役員

2023年6月 当社 取締役 (現任)

株式会社第四北越銀行 専務執行役員 長岡本店営業部長兼長岡営業部長

2023年10月 同 専務執行役員長岡本店営業部長兼 長岡営業部長兼千手支店長兼神田支店

長 (現任)

■重要な兼職の状況

株式会社第四北越銀行 専務執行役員長岡本店営業部長兼長岡営業部長兼千手支店長兼神田支店長

候補者 番 号 **9**

馬場 佳子

新任

所有する当社の株式数

514株

※年齢は本総会終結時点



生年月日 1969年4月1日 (満55歳) **

■ 取締役候補者とした理由

株式会社第四銀行(現株式会社第四北越銀行)で支店長を務めた後、人事部副部長を経て、第四北越キャリアブリッジ株式会社の立ち上げから軌道に乗るまで代表取締役社長として手腕を発揮するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2022年6月から株式会社第四北越銀行の執行役員を務め、2023年6月から同行の取締役南新潟支店長として、その職務・職責を適切に果たしており、当社初の女性取締役として当社グループの経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者といたしました。

■略歴、地位及び担当

1991年4月 株式会社第四銀行入行

2016年2月 同 稲田支店長

2019年5月 第四北越キャリアブリッジ株式会社 代表取締役社長

2022年6月 株式会社第四北越銀行 執行役員 2023年6月 同 取締役南新潟支店長(現任)

■重要な兼職の状況

株式会社第四北越銀行 取締役南新潟支店長

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の損害賠償金及び争訟費用等を負担することによって生じる損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、子銀行の取締役並びに執行役員であり、保険料は当社及び子銀行の被保険者数に応じて、当社及び子銀行が全額負担しております。本議案が原案通り承認可決されますと、各取締役候補者は当該保険契約の被保険者となります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

現在の監査等委員である取締役6名のうち、小田敏三、松本和明、白井正、菊池弘之の4氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当社では、取締役の選解任等の重要な事項の検討にあたり社外取締役の適切な関与や助言を得る機会を確保し、公正性・透明性・客観性を強化するため、取締役会が任意に設置する諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております(社外取締役5名及び代表取締役3名の合計8名で構成されております)。取締役候補者の選定にあたりましては、同委員会における審議・答申を経て決定しております。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

なお、第1号議案「監査等委員でない取締役9名選任の件」及び本議案が原 案通り承認可決されますと、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員 は5名となり、引き続き当社の取締役の3分の1以上が独立役員となります。

監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号			氏 名		(性別)		当社における現在の地位	取締役会への出席状況 (第6期)
1	松	±≥ ★	*************************************	明	(男性)	再任	取締役(監査等委員) (社外取締役)	12回/12回 (100%)
2	U.5	井		r të l	(男性)	再任	取締役(監査等委員) (社外取締役)	12回/12回 (100%)
3	菊	池	<u></u>	Ž	(男性)	再任	取締役(監査等委員) (社外取締役)	12回/12回 (100%)
4	佐	藤		明	(男性)	新 任	_	_

候補者

まつ もと 松本

かず あき 和明

再 仟 独立

所有する当社の株式数 取締役(監査等委員)在任年数 200株

5年9か月**

※年齢及び取締役(監査等委員) 在任年数は本総会終結時点



生年月日 1970年11月4日生(満53歳)*

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

2018年10月の当社設立時より監査等委員である社外取締役として、大 学教授としての経営学や経営理論に関する幅広い知見と見識、専門性を活 かし、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの監 査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上への貢献が期 待できることから、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は、社外役員となる以外の方法で会社経営に関与した経験は ありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できる ものと判断しております。

■略歴、地位及び担当

2011年4月 明治大学大学院経営学研究科 兼任講師 (現任)

長岡大学経済経営学部 2012年4月 人間経営学科 教授 2017年4月 長岡大学経済経営学部 経済経営学科 教授

2018年10月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2019年4月 京都産業大学経営学部

マネジメント学科 教授 (現仟)

■重要な兼職の状況

京都産業大学経営学部マネジメント学科 教授

■ 独立性について

松本和明氏は、当社が定める社外取締役の「独立性判断基準」(後記15頁<ご参考1>を参照願います)を充足してお ります。

同氏は現在、京都産業大学経営学部教授として教鞭を執っておりますが、同大学は当社グループ会社との間に取引はご ざいません。

候補者

しら い 白井 ただし

再任 独立 所有する当社の株式数

600株

取締役(監査等委員)在任年数

2年*

※年齢及び取締役(監査等委員) 在任年数は本総会終結時点



生年月日 1957年1月18日生(満67歳)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

2022年6月より当社の監査等委員である社外取締役として、公認会計 士及び情報処理システム監査技術者として長年にわたり企業の会計監査や システムコンサルティング業務に携わった豊富な経験と幅広い知見を活か し、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの監査 機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上への貢献が期待 できることから、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は、社外役員となる以外の方法で会社経営に関与した経験は ありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できる ものと判断しております。

略歴、地位及び担当

1981年9月 デロイト・ハスキンズ・アンド・セル ズ公認会計士事務所(現有限責任監査

法人トーマツ) 入所 1984年4月 公認会計士登録

1993 年 6 月 有限責任監査法人トーマツ パートナー 2015年10月 同 評議員・監査委員会委員長

2020年10月 かなで監査法人 監事 (現任)

2022年6月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任)

■重要な兼職の状況

かなで監査法人 監事

独立性について

白井正氏は、当社が定める社外取締役の「独立性判断基準」(後記15頁<ご参考1>を参照願います)を充足しております。 同氏は現在、かなで監査法人の監事を務めておりますが、同監査法人と当社グループ会社との間に取引はございません。 また、過去に有限責任監査法人トーマツに勤務しておりましたが、2020年9月に同監査法人を退職しております。 なお、同監査法人と当社グループ会社との間における2023年度の取引額は、同監査法人売上高及び当社連結業務粗利 益の1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではありません。

候補者 3 菊池

ひろ ゆき

再任 独立 所有する当社の株式数

()株

取締役(監査等委員)在任年数

2年*

※年齢及び取締役(監査等委員)在任年数は本総会終結時点 ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要



生年月日 1965年1月6日生(満59歳)*

2022年6月より当社の監査等委員である社外取締役として、弁護 士としての長年にわたる職歴を通じた法律に関する豊富な経験と幅広

い知見を活かし、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当 社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効 性向上への貢献が期待できることから、社外取締役候補者といたしま

なお、同氏は、社外役員となる以外の方法で会社経営に関与した経 験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂 行できるものと判断しております。

略歴、地位及び担当

1996年4月 弁護士登録 (新潟県弁護士会所属) 2004年6月

柾谷小路法律特許税務事務所 所長

2005年4月 弁理士登録 2006年4月 税理士登録

新潟県弁護士会 会長 2016年8月

関東弁護士連合会 常務理事 2022年6月 当社 社外取締役(監査等委員)

(現任)

■重要な兼職の状況

柾谷小路法律特許税務事務所 所長

■ 独立性について

菊池弘之氏は、当社が定める社外取締役の「独立性判断基準」(後記15頁<ご参考1>を参照願います)を充 足しております。

同氏は現在、柾谷小路法律特許税務事務所の所長を務めておりますが、同氏及び同事務所は当社グループ会社 から金銭その他の財産上の利益を得ておりません。

候補者 4

さとう 佐藤

あきら 明

新任 独立

所有する当社の株式数

0株

※年齢は本総会終結時点



生年月日 1958年1月4日生(満66歳)*

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

2022年3月より公共性・倫理性の高い報道機関の代表取締役社長 を務める等、会社経営者としての豊富な経験と幅広い知見を活かし、 当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実 効性向上への貢献が期待できることから、社外取締役候補者といたし ました。

略歴、地位及び担当

1981年4月 株式会社新潟日報社入社 2016年3月 取締役

2018年3月 同 常務取締役 2020年3月 同 専務取締役

同 代表取締役社長 (現任) 2022年3月 株式会社新潟放送(現株式会社BSNメディアホールディングス)社外取締役 2022年6月 (現任)

■重要な兼職の状況

株式会社新潟日報社 代表取締役社長 株式会社BSNメディアホールディングス 社外取締役

■ 独立性について

佐藤明氏は、当社が定める社外取締役の「独立性判断基準」(後記15頁<ご参考1>を参照願います)を充足 しております。

同氏は現在、株式会社新潟日報社の代表取締役社長を務めておりますが、同社と当社グループ会社との間にお ける2023年度の取引額は、同社売上高及び当社連結業務粗利益の1%未満であることから、独立性に影響を与え るものではありません。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 松本和明、白井正、菊池弘之及び佐藤明の4氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 当社は松本和明、白井正及び菊池弘之の3氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。3氏の再任が承認可決された場合には、当社は3氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、佐藤明氏の選任が承認可決された場合には、同内容の責任限定契約を締結予定であります。
 - 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の損害賠償金及び争訟費用等を負担することによって生じる損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、子銀行の取締役並びに執行役員であり、保険料は当社及び子銀行の被保険者数に応じて、当社及び子銀行が全額負担しております。 本議案が原案通り承認可決されますと、各監査等委員である取締役候補者は当該保険契約の被保険者となります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

5. 当社は松本和明、白井正及び菊池弘之の3氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ており、3氏の再任が承認可決された場合には、引き続き独立役員とする予定です。また、佐藤明氏につきましても、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認可決された場合には、独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定です。

以上

くご参考1>

社外取締役候補者の選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、以下の「独立性判断基準」を満たすこととしております。

【独立性判断基準】

当社グループにおける社外取締役候補者は、原則として、現在または最近*1において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

- (1) 当社グループを主要な※2取引先とする者、またはその業務執行者
- (2) 当社グループの主要な※2取引先、またはその業務執行者
- (3) 当社グループから役員報酬以外に、多額*3の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等(当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に属するものをいう)
- (4) 当社グループから多額*3の寄付等を受けている者、またはその業務執行者
- (5) 当社グループの主要株主*4、またはその業務執行者
- (6) 次に掲げる者(重要でない者**5は除く)の近親者**6

A:上記(1)~(5)に該当する者

B: 当社グループの子会社の業務執行者及び業務執行者でない取締役

※1 「最近」の定義

実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の 議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

※2「主要な」の定義

直近事業年度の連結売上高(当社グループの場合は連結業務粗利益)の1%以上を基準に判定する。

※3 「多額」の定義

過去3年平均で、年間1,000万円以上

※4「主要株主」の定義

議決権比率10%以上

※5 「重要でない者」の定義

「会社の役員・部長クラスの者や、会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士等」ではない者

※6「近親者」の定義

配偶者及び二親等内の親族

■株主総会参考書類

くご参考2>

・当社は取締役会が備えるべき知識・経験・能力として、一般企業に共通する9項目に、地域金融グループである当社特有の4項目を加えた13項目を特定しております。

	備えるべき知識・経験・能力
一般企業共通	①企業経営、②経営戦略・サステナビリティ、③リスク管理、④人事管理、 ⑤営業、⑥経営理論、⑦財務会計、⑧法律、⑨ I T・システム
地域金融グループ特有	⑩企業審査、⑪市場運用、⑫システム事務、⑬地域行政

・社内取締役候補者が経験を有する分野及び当社が社外取締役(候補者含む)に特に期待する分野は、以下の通りであり、当社が経営理念を実践し、中期経営計画を実現するために必要なスキルを取締役会全体として確保しております。

	氏 名		経験(担	社内取締役候補者が 験(担当役員、所管部長またはグループ会社社長)を有する分野							当社が社外取締役(候補者) に特に期待する分野						
			2	3	4	5	10	11)	12	1	6	7	8	9	13		
			経営 戦略 サステナ ビリティ	リス <i>ク</i> 管理	人事管理	営業	企業審査	市場運用	システム事務	企業経営	経営理論	財務会計	法律	IT・ システム	地域行政		
	並	木	富士	□雄 再任	•	•		•	•								
医生	殖	栗	道	郎再任	•		•	•			•						
査	高	橋		信再任	•	•		•	•		•						
監査等委員でな	柴	Ш		憲再任	•	•				•							
貝でか	牧		利	幸再任				•									
ない。	⊞	中	孝	佳 再任			•										
い取締役	石	坂		貴 再任				•									
佼	宮	越	忠	範 再任						•							
	馬	場	佳	子新任			•										
監本	此	村	隆	義		•			•								
等系	松	本	和	明再任社外									•				
女員で	森		邦	雄 社外													•
監査等委員である取締役	白	井		正再任社外										•		•	
の取締	菊	池	弘	之 再任 社外											•		
役	佐	藤		明 新任 社外								•					

- (注) 1. 社外表示は、社外取締役かつ株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。
 - 2. 上記一覧表は社外取締役が有する全ての知見を表すものではありません。
 - 3. 此村隆義、森邦雄の両氏は現任の監査等委員である取締役です。

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

企業集団の主要な事業内容

当社グループは、銀行持株会社である当社並びに株式会社第四北越銀行(以下、「第四北越銀行」といいます。)をはじめとした連結子会社14社、合計15社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、クレジットカード業務、システム関連業務、人材紹介業務等を通じて、地域のお客さまに幅広い金融商品・サービスをご提供しております。

金融経済環境

国内経済

2023年度の国内経済を顧みますと、物価上昇の影響や海外経済の回復ペースの鈍化などから一部に弱さが見られたものの、新型コロナウイルス禍からの社会経済活動の正常化が進み、企業収益が改善したほか、個人消費も雇用・所得環境の改善などから底堅く推移し、全体として緩やかな回復となりました。

地域経済

当社グループの主要な営業基盤である新潟県内の経済につきましては、物価上昇などに加え、令和6年能登半島地震の影響もあり、一部で弱い動きが見られたものの、総じて緩やかな持ち直しの動きとなりました。

金融情勢

為替相場は、年度初に1ドル=133円台で始まったのち、11月には日米における金融政策の方向性の違いから一時151円台まで円安が進行しました。12月には、米国の早期利下げと日本銀行による金融緩和政策修正の観測の高まりなどを受けて、1ドル=141円台となりましたが、その後の米国利下げ観測の後退などから再び円安が進行し、年度末は1ドル=151円台となりました。

株式相場は、日経平均株価が年度初に28,000円台で始まったのち、東京証券取引所による市場改革への取り組みや海外投資家による資金流入の拡大などから7月には33,000円台まで上昇しました。その後、米国株の下落や中東情勢の緊迫化などから10月には30,000円台まで下落する場面もありましたが、日本企業の好調な業績やガバナンス改革への期待などを背景に、2月には1989年の史上最高値38,915円を34年ぶりに更新し、年度末には40,000円台となりました。

長期金利の指標となる10年国債利回りは、年度初の0.36%台から、日本銀行による2度の金融緩和政策の見直しにより、11月には0.95%台まで上昇しました。その後、米国の長期金利低下の影響などから一時0.55%台まで低下しましたが、今年3月に日本銀行が実施したマイナス金利政策の解除などを含む金融緩和政策の大規模な修正を受けて、年度末は0.72%台となりました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書品

監査報告書

事業の経過及び成果

当社グループでは、第二次中期経営計画(2021年4月~2024年3月)の最重要経営課題である「収益力の強化」「経営の効率化」「健全性の維持・向上」の実現に向けて、5つの基本戦略*'にグループ役職員が一丸となって取り組み、3つのシナジー*'効果の最大限の発揮を通じて、業績の伸展と経営体質の強化を推し進めてまいりました。

当期(2023年4月~2024年3月)に取り組んでまいりました主な施策は以下の通りであります。

※1:第二次中期経営計画における5つの基本戦略

基本戦略I	シナジー効果の発揮
基本戦略Ⅱ	生産性の飛躍的向上
基本戦略Ⅲ	人的資本経営の実践 (2023年4月より「人財力の育成・強化」から変更)
基本戦略Ⅳ	リスクマネジメントの深化
基本戦略V	サステナビリティ経営の実践(2022年4月に追加)

※2:3つのシナジーとその内容

合併シナジー	ノウハウの共有や重複機能の整理、経営資源の再配分 による収益力向上とコスト削減
グループシナジー	当社グループ企業が持つあらゆるサービスをワンスト ップかつ最適な形でご提供するグループ総合力の発揮
TSUBASA連携シナジー	地方銀行最大のアライアンスによる規模のメリットな どを活用した収益力向上とコスト削減

基本戦略 [シナジー効果の発揮

重点分野への人的資本の戦略的な再配分 合併シナジー

当社グループでは、金融・情報仲介機能の深化に向けて、銀行の店舗統合や本部スリム化、営業店業務改革などを通じた重点分野への戦略的な人的資本の再配分として、2021年1月の銀行合併から2024年3月までの累計で約450名をグループ内外に再配置いたしました。そのうち、第四北越銀行では、営業担当者(営業店の渉外担当者や本部のコンサルティング担当者)として約190名を再配置したほか、第四北越証券や第四北越リースなどのグループ会社へも累計で約70名を再配置し、お客さまの多様化・高度化するニーズへのコンサルティング機能の更なる強化に努めてまいりました。これらの取り組みにより、第二次中期経営計画の最終年度である2024年3月期は、収益性の経営指標として掲げていた連結当期純利益が目標を上回るなど、成果が着実に現れております。

(経営指標 (KPI) の実績は32頁に記載しております)

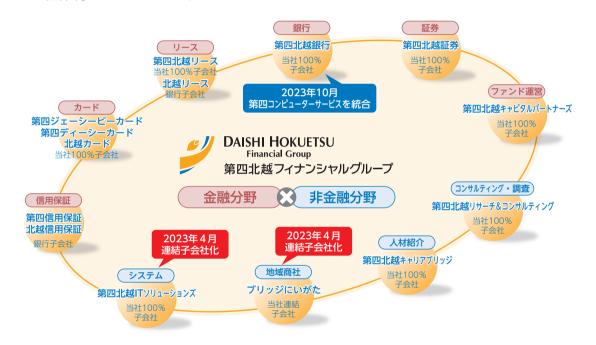


グループ再編・事業領域拡大に向けた取り組みグループシナジー

当社は、グループシナジーの最大化に向けて、2023年4月に、株式会社エヌ・シー・エスを当社の100%子会社とし「株式会社第四北越ITソリューションズ」へ商号変更したほか、地域商社「株式会社ブリッジにいがた」を連結子会社といたしました。

また、2023年10月には、DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進やシステム内製力の強化に向けて、第四コンピューターサービス株式会社を第四北越銀行へ統合いたしました。

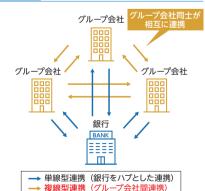
これにより、地域貢献や重複事業の集約等を目的として2018年10月の当社設立から進めてきたグループ再編は概ね完了し、当社グループは、現在、持株会社である当社を含めて15社体制となっております。



グループ各社の連携による取り組みグループシナジー

当社グループでは、グループ各社の機能をフル活用してお客さまのあらゆるニーズにお応えするため、銀行とグループ各社間における「単線型」での連携に加え、グループ各社が相互に連携し合い、お客さまのニーズに最適なソリューションをご提供する「複線型」での連携による推進を強化しております。

2023年9月からは「お客さまニーズ情報トスアップ制度」を新たに開始し、お客さまの課題やニーズにワンストップで円滑にお応えするための態勢整備を図っております。



グループシナジー 地域が抱える課題の解決に向けた取り組み

地域商社「株式会社ブリッジにいがた|

(2019年4月設立、2023年4月より当社子会社)

株式会社ブリッジにいがたでは、地域への貢献を目的として「販路開拓」「観光振興」 「牛産性向 F」の3つを柱とした支援事業に取り組んでおります。販路開拓事業では、東 京・日本橋にある直営アンテナショップやオンラインショッピングの専用Webサイトに おいて、多くの新潟県産品をご紹介しており、これまでに販路開拓をご支援したお取引先 は累計で638先にのぼっております。また、牛産性向上事業では、お取引先の牛産性向上 のご支援に向けた第四北越銀行との連携による活動件数が順調に増加しているほか、国や 県などとも連携を図りながら地域企業のDXを積極的にご支援しております。

<国や県からの主な受託業務>

2023年4月	令和4年度補正 地域新成長産業創出促進事業費補助金(サイバーセ キュリティ対策拡充型)(経済産業省)
6月	ベトナム向け県産品の販路開拓支援業務 (新潟県)
7月	令和5年度 DX推進意識改革支援業務 (新潟県)



お客さまの生産性向上のご支援に向けた 第四北越銀行との連携活動件数(累計**2) (件) 296 167 65 2021年度 2022年度 2023年度

※1:2019年10月のアンテナショップ開設以降の累計 ▲オンラインショッピングWebサイト

※2:第二次中期経営計画期間における累計

② 人材紹介会社「第四北越キャリアブリッジ株式会社」

(2019年5月に当社完全子会社として設立)

第四北越キャリアブリッジ株式会社では、多くのお取引先が労働力不足による「働き手 の確保」などが喫緊の課題となるなか、「人」に関する様々な経営課題の解決に向けて、 「人材紹介」と「人材育成」を柱とする支援事業に取り組んでおります。

人材紹介事業は、ご相談受付件数が事業開始からの累 計で1.700件を超えるなど順調に拡大しているほか、人 材育成事業につきましても、「『人財』育成サポートプロ グラム 等のセミナーの開催をはじめ、2023年8月の 新潟県による「輝く女性・次世代ゼネラルマネージャー 育成事業 | の受託など、各種施策を積極的に展開してお ります。

また、2024年3月には、専門人材などの直接紹介に 向けた機能・サービスの拡充に向けて、新潟県内企業か らエージェント事業(有料職業紹介事業)を譲受し、経 営基盤の強化を図りました。



※3:2019年10月の事業開始以降の累計

「TSUBASA連携シナジー

第四北越銀行を含む地方銀行10行による広域連携の枠組み「TSUBASAアライアンス」では、システムや事務の分野にとどまらず、営業推進やリスク管理、更には人的資本強化への取り組みなど、あらゆる分野で連携が拡大しております。



第四北越銀行における本アライアンスでのシナジー効果は、アライアンスが発足した2015年10月から2024年3月までの累計で132億円にのぼっております。第三次中期経営計画におきましても、「イノベーション加速のメインエンジン」として本アライアンスを最大限活用してまいります。

※TSUBASAアライアンス

2015年10月に第四北越銀行、株式会社千葉銀行、株式会社中国銀行の3行により発足し、2016年3月に株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行、2019年3月に株式会社武蔵野銀行、2019年5月に株式会社滋賀銀行、2020年4月に株式会社琉球銀行、2020年12月に株式会社群馬銀行が加わり、現在10行が参加しております。

「群馬・第四北越アライアンス」の取り組み TSUBASA連携シナジー

第四北越銀行と株式会社群馬銀行との連携協定である「群馬・第四北越アライアンス」では、店舗共同化をはじめ、合同研修会やトレーニーの相互受け入れを通じた人材交流など、隣県である地理的特性を活かした様々な連携施策に取り組んでおります。



2023年7月には、地域社会の持続的な発展とSDGs達成への貢献に向けた寄付型私募債の共同企画として、私募債発行企業さまからの受託手数料の一部を活用し新潟県及び群馬県へ食品や金銭の寄付を行う「グリーン&フードサポート私募債2」を取り扱いました。多くのお取引先からのご賛同を得て、第四北越銀行が受託した同私募債の発行額は合計で22億円にのぼっております。

また、2024年1月には、第四北越銀行池袋支店が群馬銀行池袋ビル内へ移転いたしました。両行による店舗の共同利用は、2023年3月に実施した第四北越銀行高崎支店の群馬銀行高崎田町支店への移転に続き2店舗目となります。



▲共同企画私募債 「グリーン&フード サポート私募債2」



▲第四北越銀行高崎支店外観



▲第四北越銀行池袋 支店が入居する 群馬銀行池袋ビル

基本戦略Ⅱ 生産性の飛躍的向上

DX(デジタル・トランスフォーメーション)への取り組み

当社グループでは、DXへの取り組みとして、「当社グループ内のDX(金融DX)」と「お取引先のDX支援」を積極的に推進しております。

金融DXでは、コンサルティング機能の発揮に向けた非対面チャネルの強化として、お客さまの利便性向上に向けた商品・サービスの拡充に継続して取り組んでおります。これらの取り組みを通じて、第四北越銀行のスマートフォン向けアプリ「第四北越りとるばんく」などをご利用いただく際に必要な「だいしほくえつ ID」の発行数は、2024年3月末時点で26万件を超えました。

<主な取り組み>(地域商社ブリッジにいがたによる取り組みは20頁に記載しております)

2023年4月	事業者向けポータルサイト「CONNECT-BIZ (コネクトビズ)」 の取り扱い開始
	個人向けWebサービス「マイページ」の取り扱い開始
8月	個人向け小口送金サービス「ことら送金」の取り扱い開始
9月	第四北越銀行と第四北越ITソリューションズが経済産業省の「情報処理支援機関(スマートSMEサポーター)」認定を取得
	新潟県内自治体と「パーチェシングサービス*」契約を締結
11月	スマートフォン向けアプリ「第四北越りとるばんく」に振込や税金・公 共料金等の支払機能を追加
	個人型確定拠出年金「iDeCo(イデコ)」のWeb申込を開始
12月	個人向けWebサービス「マイページ」にローンのご返済予定表などの 各種帳票の電子交付サービス機能を追加

※パーチェシングサービス

法人や地方公共団体などを対象にクレジットカードの番号のみを発行し、公共料金や経費などの精算をカード決済に集約することで業務効率化やコスト削減を進めるサービスです。



▲事業者向けポータルサイト「CONNECT-BIZI



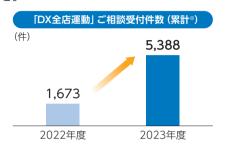


▲スマートフォン向けアプリ 「第四北越りとるばんく」

お客さまの生産性向上に向けた「DX全店運動」の取り組み

人手不足や働き方改革などの経営環境の変化を背景に、経営者にとって生産性の向上が大きな課題となっています。こうしたなか、当社グループでは、「お取引先のDX支援」として、2022年10月より、事業性評価を起点とした「DX全店運動」を第四北越銀行と第四北越ITソリューションズを中心としてグループー体で推進しており、これまでのご相談件数は5.300件を超え、ご成約件数は3.408件にのぼっております。

なお、2024年4月より、新たに「DX宣言策定支援サービス」のご提供を開始いたしました。





学費収納等の学校業務に関するデジタル化に向けたご支援

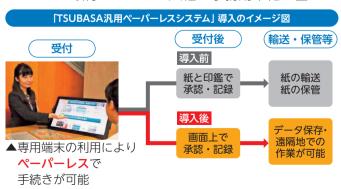
第四北越銀行では、2024年2月より、学生の保護者の利便性向上や学校職員の事務効率化へのご支援として「インターネット口座振替受付サービス」学校専用サイトのご提供を開始し、2024年3月末時点で、新潟県内の合計10校の中学校・高等学校・大学が導入しております。

本サービスにより、保護者の皆さまは、学費などの口座振替手続きを銀行へ来店せず、インターネットで完結できるほか、申込用紙への記入や押印も不要となります。また、学校側は、口座振替の情報をデータで取得できることから、誤入力の防止や作業時間の削減につながります。

このほか、新潟県内の公立小中学校へのインターネットバンキングの普及促進など、学校業務のデジタル化を積極的にご支援しております。

「TSUBASA汎用ペーパーレスシステム」の導入

2023年9月、第四北越銀行では、営業店業務のペーパーレス化に向けて、株式会社千葉銀行、株式会社中国銀行、日本アイ・ビー・エム株式会社と共同開発した「TSUBASA汎用ペーパーレスシステム」を導入いたしました。本システムにより、新規の口座開設や住所などの届出事項をご変更される際のお手続きはタブレット端末を用いた完全ペーパーレス化が実現しており、銀行においても大幅な事務効率化が図られております。



新潟県内金融機関との成年後見制度関連手続きの共通化

第四北越銀行では、お客さまの利便性向上を目的として、2022年11月より株式会社大光銀行と「預金等の相続に関するお手続きの共通化」を実施しておりますが、2023年4月からは、新潟県内に本店を置く全ての信用金庫、信用組合及び新潟県労働金庫も同取り組みに参加いたしました。なお、2024年4月より、大光銀行と「成年後見制度に関するお手続きの共通化」も開始しております。

今後も、お客さまの利便性の一層の向上に向けて新潟県内金融機関との共同化が可能な分野については積極的に連携を深めてまいります。

基本戦略Ⅲ 人的資本経営の実践

新たな価値を創造する「人的資本」の強化に向けた取り組み

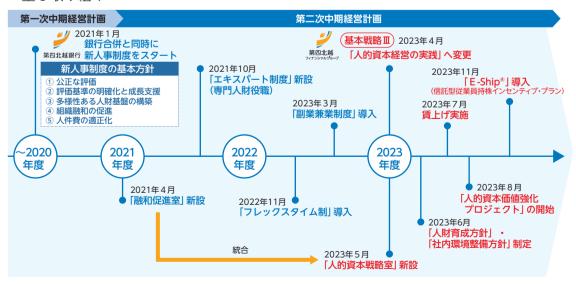
当社グループでは、これまでも人材の材を財産の「財」と表現し、人財育成への投資額を毎期継続的に増やしているほか、職員が能力を最大限発揮できる職場環境の整備を進めるなど、人的資本の強化に向けて積極的に取り組んでおります。

2023年度は4月に第二次中期経営計画の基本戦略Ⅲ「人財力の育成・強化」を「人的 資本経営の実践」に変更のうえ、5月に人的資本経営の企画立案を統括する「人的資本戦 略室」を第四北越銀行人事部内に新設し、組織横断的な取り組みを展開しております。

また、コンサルティング機能の発揮に向けた人財育成の取り組みとして、2023年8月より、銀行本部・営業店・グループ会社の担当者により構成する「人的資本価値強化プロジェクト」を立ち上げました。様々な地域創生案件などに対して、本プロジェクトメンバーが連携し積極的に関わることで知見やノウハウを蓄積し、お客さまや地域の課題解決のための実践力や専門性の向上を図っております。

なお、2023年11月に、当社グループ職員を対象として、当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与と福利厚生の拡充を目的とした信託型従業員持株インセンティブ・プランを導入いたしました。

<主な取り組み>



職員のエンゲージメント向上への取り組み

当社グループでは、経営理念の更なる浸透に向けて、社長による管理職向け説明会「一志交流会」や、役員と職員との対話交流会を定期的に開催しております。役員が職員に対して経営理念や経営方針などを繰り返し説明するとともに、様々なテーマに関して活発な意見交換を行っております。



▲社長による「一志交流会」

健康経営への取り組み

2024年3月に、当社及び第四北越銀行では、これまでの職員の健康保持・増進に向けた積極的な取り組みが評価され、経済産業省及び日本健康会議が主催する「健康経営優良法人認定制度*」において「健康経営優良法人『ホワイト500』」に認定されました。当社は2年連続、第四北越銀行は新潟県内企業で唯一の7年連続での認定となりました。

また、第四北越銀行は、職員の身体の健康づくりに向けた運動機会の提供等の取り組みにおいて、スポーツ庁による「スポーツエールカンパニー2024」の認定も受けております。



※健康経営優良法人認定制度

職員の健康管理を経営的な視点で考え戦略的に取り組む「健康経営」について、優良な取り組みを実践する企業を表彰する制度です。大規模法人部門のなかで健康経営度調査の結果における上位500社が「ホワイト500」として認定されます。

女性活躍推進・多様性確保に向けた取り組み

当社グループでは、女性活躍の推進や子育て 支援に向けて、育児と仕事を両立しやすい職場 環境づくりを積極的に推進しております。

2023年5月には、第四北越銀行において、厚生労働大臣より「プラチナくるみんプラス認定*」と「プラチナえるぼし認定*2」を新潟県内企業として初めて取得するなど、これまでの取り組みは国からも高い評価を受けております。

なお、第四北越銀行では、女性活躍推進法に基づく「第4回行動計画」での2025年3月末までの目標として掲げた「女性管理職比率(代理級以上)26%以上」「育児休業取得率(男女合算)100%」を、2024年3月に1年前倒しで達成しております。



※1:プラチナくるみんプラス認定

次世代育成支援対策推進法に基づき子育でサポート企業として「くるみん」認定を受けた企業のなかで、より高い水準の取り組みを行った企業が「プラチナくるみん」として認定され、さらに、不好治療と仕事の両立にも積極的に取り組みでした企業が「プラチナくるみんプラス」として認定されます。



※2:プラチナえるぼし認定

女性活躍推進法に基づき女性の活躍推進に関する取り組みが優良な企業として「えるぼし」認定を受けた企業のなかで、行動計画の目標達成や取り組みの実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした企業が「プラチナえるぼし」として認定されます。

また、当社グループでは、人財基盤の多様性確保に向けて、女性職員を対象とした「女性活躍推進プログラム」のほか、次世代の経営を担う女性リーダーを育成するための「女性管理職マネジメント研修」などの各種育成プログラムに継続して取り組んでおります。

これらの取り組みなどを通じて、2023年6月に、第四北越銀行では女性取締役が初めて就任したほか、2024年3月末時点において、第四北越銀行の部長として1名、支店長として16名の女性が就任しております。また、銀行以外のグループ会社においても、社長や執行役員に女性が就任するなど、多様性の確保が着実に進んでおります。

なお、本総会において、当社内から、初となる女性取締役候補者を選定しております。





▲会長による「女性管理職マネジメ ント研修」

基本戦略Ⅳ リスクマネジメントの深化

内部統制システムの強化

当社は、当社及びグループ会社の「業務の適正を確保する体制」を整備するため、取締役会決議により「内部統制基本方針」を定め、経営環境の変化に適切に対応するための内部統制システムの強化・充実に取り組んでおります。

コーポレートガバナンスの高度化

当社は、コーポレートガバナンスの強化・充実を経営上の重要課題とし、企業経営に関する監査・監督機能の充実や経営活動の透明性向上に努めております。また、取締役の選解任や報酬等に関する重要な事項の検討にあたり、社外取締役の適切な関与や助言を得る機会を確保し、公正性・透明性・客観性を強化することを目的とした「指名・報酬委員会」を設置しております。

このほか、社外取締役とグループ会社社長による情報交換会を定期的に開催するなど、 ガバナンス態勢の高度化に積極的に取り組んでおります。

※当社のガバナンス体制については、34頁<ご参考>に記載しております。

サイバーセキュリティに関する取り組み

複雑化する I T リスクに適切に対処するため、第四北越銀行では「I T リスク管理委員会」を毎月開催しているほか、グループ全社を対象にサイバーセキュリティ強化に向けた訓練を定期的に実施しております。なお、2024年 4 月より、グループー体となった I T リスク管理の強化に向けて、持株会社である当社内にも「I T リスク管理委員会」を新たに設置いたしました。

2018年2月に第四北越銀行が発起人となって設置し、同行が事務局を務める「新潟県金融機関サイバーセキュリティ情報連絡会」につきましては、現在も定期的に開催し、新潟県の金融インフラを担う金融機関が連携して、お客さまへの安心・安全なサービスのご提供と信頼性の確保に努めております。

マネー・ローンダリング*防止等に向けた取り組み

当社グループでは、国内外で取り組みの重要性が増しているマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止に向け、TSUBASAアライアンス参加行とも連携しながら、官民一体での態勢整備を進めております。

なお、第四北越銀行では、取り組みの更なる高度化・効率化を図るため、2023年11月に、株式会社千葉銀行、株式会社中国銀行、株式会社野村総合研究所とともに「TSUBASA-AMLセンター株式会社」を設立しております。

※マネー・ローンダリング

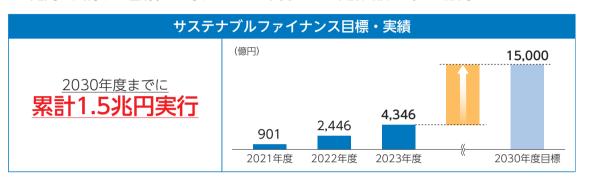
犯罪によって得た収益をその出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関等による収益の発見 や検挙等を逃れようとする行為のことです。

サステナビリティ経営の実践 基本戦略V

お客さまのサステナビリティへの取り組みのご支援

当社グループでは、お客さまのサステナビリティに関するニーズにお応えするため、お 客さまによる S D G s 宣言の策定をサポートする「第四北越 S D G s コンサルティングサ -ビス| をはじめ、様々なご支援に取り組んでおります。

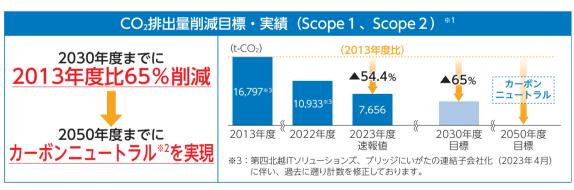
2022年5月に公表したサステナブルファイナンスの実行額目標(2030年度までに累計 1.5兆円を実行する目標)に対する2023年度までの累計実績は4.346億円となりました。



「カーボンニュートラル宣言」に基づくCOっ排出量削減への取り組み

当社グループでは、2022年5月に、CO₂排出量の削減に向けて「2030年度までに 2013年度比で65%削減する | CO 排出量削減目標を設定し、2023年3月には「2050 年度までにCO₂排出量実質ゼロ|を目指す「カーボンニュートラル宣言|を公表のうえ、 グループ一体で各種施策に取り組んでおります。

2023年度は、4月に東北電力株式会社が提供する再生可能エネルギー由来のCO₂フリ 一電力を導入したほか、年間を通じた室温管理や消灯等を徹底する省エネ活動などの推進 により、CO₂排出量を2013年度比で54.4%(速報値)削減いたしました。



* 1 : Scope 1 Scope2 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出のことです。

他社から供給された電気、熱、蒸気の使用に伴う温室効果ガスの間接排出 のことです。

※2:カーボンニュートラル CO₂の「排出量」から、植林や森林管理などによる「吸収量」を差し引 いて、合計を実質ゼロにすることです。

環境省「令和5年度 地域金融機関向け TCFD*開示に基づくエンゲージメント実践プログラム」への採択

第四北越銀行は、2023年7月に、環境省の「令和5年度 地域金融機関向けTCFD開示に基づくエンゲージメント実践プログラム」の支援対象金融機関に採択されました。

本プログラムでは、地域の脱炭素社会の実現に向けて、お客さまとのエンゲージメントや提案書の作成などに取り組みました。本プログラムへの参加を通じて得た知見・ノウハウを地域のお客さまへ還元することで、お客さまと一体となって地域の脱炭素化の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

※TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース(Task Force on Climate-related Financial Disclosures))

TCFDとは、2015年に金融安定理事会により設立された気候関連情報開示を企業へ促す民間主導の組織です。なお、TCFDは、2023年10月をもって解散しており、企業の情報開示の進捗に関する監督業務は国際サステナビリティ基準審議会に移管されています。

「TNFD*フォーラム」への参画

当社は、2024年2月に、自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)の取り組みに賛同し、「TNFDフォーラム」へ参画いたしました。

本フォーラムへの参画を通じて、自然関連の財務情報を開示するための枠組みの構築に関わっていくとともに、地域における自然資本や生物多様性の保全に積極的に取り組み、持続可能な社会の実現を目指してまいります。

※TNFD (自然関連財務情報開示タスクフォース (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures))

TNFDとは、自然資本や生物多様性に関連した幅広い情報開示の枠組みの開発・提供を目指す国際イニシアチブです。TNFDは、企業が自然に関連した情報開示を行うことにより、資金の流れを「ネイチャー・ポジティブ」(自然に対して良い影響)へ転換させることを目指しており、TNFDフォーラムは、TNFDの議論をサポートする組織です。

記録的な猛暑・少雨への対応

第四北越銀行では、2023年8月に、記録的な猛暑により被害を受けられた法人・事業主のお客さまからのご相談に迅速にお応えするための「令和5年猛暑影響ご融資相談窓口」を設置し、「令和5年猛暑影響緊急特別融資」を取り扱いました。

また、2023年9月には、深刻な渇水被害を受けられた方々へのご支援や農地の復旧などに役立てていただくため、新潟県へ1.000万円の寄付を行いました。

令和6年能登半島地震への対応

第四北越銀行では、2024年1月に発生した令和6年能登半島地震により被害を受けられたお客さまへのご支援として、「令和6年能登半島地震影響ご融資相談窓口」を設置し、「令和6年能登半島地震影響緊急特別融資」を取り扱っております。

また、2024年1月から3月にかけて、被害を受けた地域の復旧・復興支援を目的に、

新潟県及び日本赤十字社へ寄付を行う「能登半島地震復興支援私募債< S D G s 私募債>」を取り扱いました。本私募債は多くのお取引先からのご賛同を得て、発行額の合計は約48億円にのぼっております。

なお、当社グループでは、2024年1月に、被災された方々へのご支援などにお役立ていただくため、新潟県や日本赤十字社などへ総額6,000万円を寄付したほか、当社グループの役職員による義援金の寄付も実施しております。



▲新潟県への寄付金贈呈式

トピックス① 株主還元の更なる充実

株主還元方針の変更

当社は、2024年5月に、資本・財務戦略の一環として、健全性の維持と収益性の更なる向上のバランスを勘案しつつ、株主還元の充実により企業価値の向上を図ることを目的に、「1株当たり配当金を原則として累進的とすること」、「配当性向を第三次中期経営計画期間(2024~2026年度)中に35%程度とすることを目指す」方針を、「株主還元方針」に新たに盛り込みました。

なお、2024年4月に、第三次中期経営計画でのROEの目標が5%を上回る水準であることから、ROEに関しては、これまで「中長期的に5%以上を目指す」としてきた方針を「早期に5%以上を達成のうえ、さらに高い水準を目指す」方針へと変更しております。

株主還元方針(2024年5月変更)

当社は、金融グループの公共性に鑑み、将来にわたって株主各位に報いていくために、収益基盤の強化に向けた内部留保の充実を考慮しつつ、安定的な株主還元を継続することを基本方針といたします。

具体的には、配当金と自己株式取得合計の株主還元率40%を目処としつつ、

1株当たり配当金は原則として累進的とし、配当性向は、第三次中期経営計画 期間(2024~2026年度)中に35%程度とすることを目指します。

なお、当期純利益の増強を基本としてROE向上に取り組んでいく方針であり、早期に5%以上を達成のうえ、さらに高い水準を目指します。

期末配当の増配及び2025年3月期増配予想

2024年3月期の年間配当金は、当初、前期比20円増配となる1株当たり140円(普通配当130円、記念配当10円)を予定しておりましたが、当期の業績に鑑み、期末配当を更に1株当たり5円増配することといたしました。

これにより、年間配当金は、前期比25円増配となる1株当たり145円(普通配当135円、記念配当10円)となり、当期に実施した約20億円の自己株式取得を合わせた株主還元率は40.3%となりました。

なお、2025年3月期の年間配当金につきましては、前期比15円増配となる1株当たり160円を予定しております。



トピックス② 政策保有株式の更なる縮減

政策保有株式の縮減目標の上方修正

当社は、2024年5月に、企業価値向上に向けた資本効率の更なる向上及び財務体質の 強化を図るため「政策保有株式の縮減目標」を上方修正いたしました。

具体的には、昨年5月に公表した「第四北越銀行が保有する政策保有株式を2021年3月末比で、2026年3月末までに100億円(簿価)縮減する」目標を、「第三次中期経営計画の最終年度となる2027年3月末までに更に100億円縮減し、合計200億円(簿価)縮減する1月標へ修正いたしました。

なお、2024年3月期は、政策保有株式を前期比で18銘柄削減し、簿価29億円(2021年3月末比▲95億円)縮減いたしました。引き続き、コーポレートガバナンス・コードの 趣旨を踏まえた政策保有株式の縮減を一層進めてまいります。

政策保有株式の縮減目標(2024年5月変更)

2020年度(第四北越銀行が合併により誕生した年度)から第三次中期経営計画の最終年度まで(2021年3月末~2027年3月末まで)に、第四北越銀行が保有する政策保有株式を200億円(簿価)縮減する。



<政策保有株式に関する方針>(当社「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第4条) 当社及び第四北越銀行は、政策保有株式については、取引先及び当社グループの 中長期的な企業価値の維持・向上に資すると判断される場合において、限定的に保 有し、株式保有リスクの抑制や資本の効率性等の観点から、取引先企業との十分な 対話を経たうえで、政策保有株式の縮減を進める。

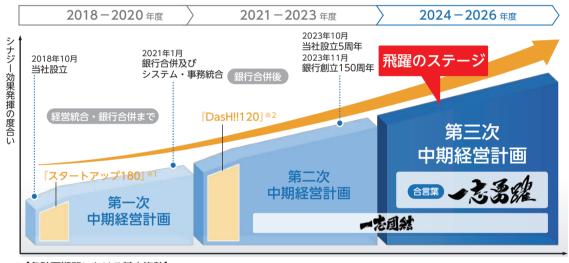
個別の政策保有株式については、「政策保有株式の保有に係る基本方針等」を定め、リターン及びリスクを踏まえた中長期的な経済合理性や、取引先の成長性、将来性、もしくは再生等の観点、取引先と地域経済との関連性の観点及び業務提携等の事業戦略上の観点から定期的に取締役会にて検証し、保有の適否を総合的に判断する。

トピックス③ 第三次中期経営計画

第三次中期経営計画のスタート(2024年4月~)

2024年4月よりスタートした第三次中期経営計画では、第一次・第二次中期経営計画を礎に、新潟県を代表する金融・情報サービスグループとして「グループ全役職員が志を一つに、強い気持ちで変化に挑戦し、勇ましく飛躍するステージ」と位置付け、「グループ経営の深化・探索」に取り組んでまいります。

全国に先駆けた同一県内のシェア1位・2位の地方銀行による経営統合・銀行合併を経て、シナジー効果の発揮により、当社グループの収益力は向上し、経営体質も着実に強化されております。更なる飛躍に向けた第三次中期経営計画では、計画最終年度(2026年度)において、連結当期純利益270億円、連結〇HR61%台を目指し、全役職員の合言葉に「一志勇躍」を掲げ、グループー丸となって取り組んでまいります。



【各計画期間における基本姿勢】

合併シナジー効果の 最大発揮のための土台構築 3大シナジーの発揮 (合併・グループ・TSUBASA)

▶ グループ経営の深化・探索

- ※1:経営統合によるシナジー効果の発揮に向けて諸施策を迅速かつ集中的に実施した期間 (180日間)
- ※2:銀行合併によるシナジー効果の早期発揮に向けた最重要活動期間として諸施策を迅速かつ集中的に実施した期間(120日間)

第三次中期経営計画の詳細は当社ホームページに掲載しておりますので、 是非ご覧ください。

第四北越フィナンシャルグループ 第三次中期経営計画 https://www.dhfg.co.jp/company/plan/



ご参考 経営指標(KPI)の実績

第二次中期経営計画の経営指標(KPI)につきましては、消費性貸出平残や非金利収益並びにグループ会社収益などが順調に増加したほか、厳格なコスト管理により経費率である連結〇HRが低下したことなどから、収益性を示す経営指標である連結当期純利益は、前期比34億円増益の212億円となりました。

また、連結ROEが向上し、健全性を示す連結自己資本比率も引き続き十分な水準を確保するなど、各種取り組みの成果が着実に現れています。

経営指標(KPI)		2023年3月期	2024年3月期
収益性	連結当期純利益*1 (億円)	177	212
成長性	中小企業向け貸出平残*2 前期比増加率 (%)	1.9	1.1
	消費性貸出平残*2 前期比増加率(%)	3.3	3.7
	非金利収益*3 前期比増加率(%)	25.7	9.1
	グループ会社収益*4 前期比増加率(%)	▲31.5	27.6
効率性	連結OHR*5 (%)	68.5	65.1
	連結ROE (%)	4.2	4.6
健全性	連結自己資本比率(%)	10.23	10.03

- ※1:親会社株主に帰属する当期純利益
- ※2:部分直接償却前の年間平均残高
- ※3:役務取引等利益及び国債等債券損益を除くその他業務利益等の合計額(除く市場運用部門収益・外 省調達コスト)
- ※4: 第四北越銀行を除くグループ会社の親会社株主に帰属する当期純利益の合計額
- ※5:連結粗利益に対する連結営業経費の割合

<連結ROEについて>

当社は、当期純利益の増強を基本としてROE向上に取り組んでいく方針であり、早期に5%を達成のうえ、さらに高い水準を目指しております。

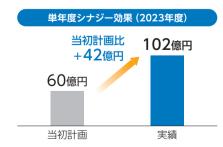
2024年3月期は4.6%と前期比0.4ポイント改善いたしました。

2025年3月期は前期比+0.2ポイントとなる4.8%を目標とし、第三次中期経営計画期間中に5%以上とすることを目指してまいります。

<経営統合によるシナジー効果>

経営統合及び銀行合併による2023年度のシナジー効果(経営統合関連費用などのマイナス要因も含めたネットでの効果額)は、当初計画(2018年10月策定)を42億円上回る102億円となりました。

また、経営統合後の2018年度からのシナジー効果の累計につきましては、第一次中期経営計画では銀行合併、システム・事務統合などの費用が先行しておりましたが、第二次中期経営計画における順調なシナジー効果の発揮により、当初計画から2年前倒しとなる2022年度からプラスに転換しております。なお、2023年度までのシナジー効果の累計は159億円にのぼっております。



主要な子会社である第四北越銀行の業績につきましては、以下の通りとなりました。

預金

譲渡性預金を含めた預金等につきましては、期中1,298億円増加し、期末残高は8兆7,459億円となりました。

貸出金

貸出金につきましては、期中1,670億円増加し、期末残高は5兆4,551億円となりました。このうち、個人ローンの期末残高は1兆4,877億円、中小企業向け貸出の期末残高は1兆9,836億円となりました。

有価証券

有価証券につきましては、期中1,946億円増加し、期末残高は3兆542億円となりました。







損益

損益状況につきましては、貸出金利息や非金利収益の増加などから、経常利益は、前期 比28億円増益の254億円、当期純利益は、前期比12億円増益の160億円となりました。

なお、当社の連結経常利益は、前期比58億円増益の308億円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比34億円増益の212億円となりました。

<ご参考>コーポレートガバナンス体制

-基本方針-

当社グループは、ステークホルダーであるお客さまや地域、株主の皆さまからの高い評価と揺るぎない信頼を確立するため、財務面での健全性や収益力の向上とともに、コーポレートガバナンスの強化・充実を経営上の重要課題と認識し、企業経営に関する監査・監督機能の充実や経営活動の透明性向上に努めます。

当社の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」はこちらをご覧ください。 (URL) https://www.dhfg.co.jp/esg/governance/



-体制-

① 取締役会

当社グループ全体の経営に関する基本的事項や重要な業務執行の決定を行うとともに、各取締役の業務執行の状況を監督しております。

議長	代表取締役社長
構成	社外取締役の比率 35.7% (14名中5名)
2023年度の開催回数	12回 (原則として毎月1回)

② 監査等委員会

法令、定款、監査等委員会規程等に従い、取締役会と同様に監督機能を担うととも に、各取締役の業務執行を監査しております。

議長	常勤監査等委員
構成	社外取締役の比率 83.3% (6名中5名)
2023年度の開催回数	12回(原則として毎月1回)

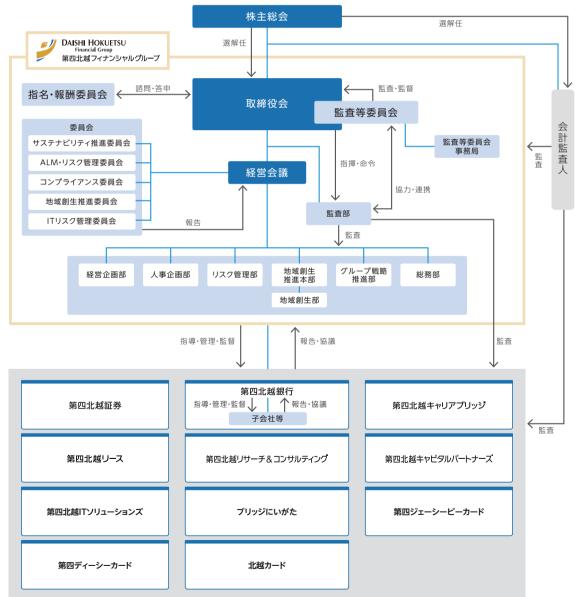
③ 指名·報酬委員会

取締役会が任意に設置する諮問機関として、社外取締役の適切な関与や助言を得る機会を確保し、公正性・透明性・客観性を強化することを目的として設置しており、取締役の選解任や報酬、後継者計画に関する重要事項等を審議、取締役会へ答申しております。

議長	代表取締役社長
構成	社外取締役の比率 62.5% (8名中5名)
2023年度の開催回数	2 🗆
主な審議事項	①取締役の選任・解任 ②代表取締役の選定・解職 ③役付取締役の選定・解職 ④取締役(監査等委員を除く) の報酬等(報酬限度額及び個人別報酬額) ⑤取締役(監査等委員)の報酬等(個人別報酬額の配分に 関する事項は含まない) ⑥後継者計画

コーポレートガバナンス体制図

(2024年4月1日現在)



対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、少子高齢化を伴う人口減少が想定を上回るスピードで進行しているほか、生成AIに象徴されるデジタル技術の革新と相まった異業種による金融分野への参入も増加し、業態の垣根を越えた競合が一層激化しています。更には、脱炭素をはじめとした地球環境への対応が不可逆的な潮流となっているほか、地政学的リスクの顕在化による国際秩序の変容も新たな脅威となっています。加えて、長年続いた我が国のデフレ経済や超低金利政策が転換期を迎えているなど、複雑性や不確実性を増しながら加速度的かつ多面的に変化しています。

このような経営環境のもと、第二次中期経営計画では、グループ全役職員が当社の経営理念を共通の志として"一志団結"を合言葉に、「合併シナジー」、「グループシナジー」、「TSUBASA連携シナジー」の三大シナジーの発揮に総力をあげて取り組んでまいりました。その結果、当社の収益力は設立当初に目標として掲げた水準に到達することができました。

本年4月よりスタートさせた第三次中期経営計画では、更なる高みを目指し、「グループ全役職員が志を一つに、強い気持ちで変化に挑戦し、勇ましく飛躍するステージ」として、新たなスローガン「一志勇躍(いっしゆうやく)」を掲げ、観光振興をはじめとする面的な地域創生に全力で挑戦するなど、地域とともに持続的に成長するための好循環を創出してまいります。

こうしたサステナブルな成長の実現に向けて、第三次中期経営計画では、下の図の通り、従来からの「財務的課題」に、「環境・社会課題」を加え、この2つの側面からとらえた課題(ダブルマテリアリティ)を当社グループの克服すべき最重要経営課題としています。

このうち「財務的課題」は「収益力の強化」、「生産性の向上」、「健全性の維持・向上」の3点、「環境・社会課題」は「地球環境問題への積極的な取り組み」など、E (Environment:環境)、S (Social:社会)、G (Governance:ガバナンス)の各分野で具体的な課題を特定し、それらの課題の同時解決に向けた基本戦略を実行してまいります。



基本戦略は4点です。まず、基本戦略 I として、地域やお客さまの多様なニーズにグループー体で応え、確固たる財務基盤を確立するための「グループ総合力の発揮」、基本戦略 II として、あらゆるチャネルにおけるお客さまの体験価値の向上や職員一人当たり利益の拡大を目指す「生産性向上の追求」、基本戦略 II として、女性の活躍推進をはじめとした多様性の確保や専門性の高い人財基盤の強化などに取り組む「人的資本価値の向上」、基本戦略 IV として、複雑化・多様化し激変する環境下における多様なリスクへの対応に向けた「リスクマネジメントの深化」に取り組んでまいります。そして全ての基本戦略において、地銀最大規模となる広域連携の枠組み「TSUBASAアライアンス」や、「群馬・第四北越アライアンス」を最大限活用してまいります。

また、面的な地域創生への挑戦に向けて、既存事業を徹底的に深掘りする「グループ経営の深化」と、新たな事業領域を開拓する「探索」に取り組み、重点分野への大胆な経営資源の集中を進めてまいります。

資本政策につきましては、当社株式への投資魅力を一層高めていくため、本年5月に株主還元方針を見直し、1株当たり配当金を原則として累進的とするとともに、配当性向は第三次中期経営計画期間(2024~2026年度)中に35%程度を目指す方針といたしました。今後も株主の皆さまとの対話や情報開示を丁寧に行いながら企業価値の向上に取り組んでまいります。

また、皆さまからの当社グループへの信頼を揺るぎないものとしていくため、経営の根幹であるコンプライアンス(法令等遵守)最優先の業務運営をグループ一体で実践し、より高い倫理観の確立を図るとともに、コーポレートガバナンス・コードの趣旨に基づいた質の高いグループガバナンス態勢の構築に引き続き努めてまいります。

皆さまには、今後ともなお一層のご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

				2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経	常	収	益	143,132	135,711	148,759	182,058
経	常	利	益	17,500	23,545	25,048	30,868
親会社	株主に帰属	属する当期	純利益	10,795	15,144	17,768	21,203
包	括	利	益	52,748	△12,338	△10,643	94,399
純	資	産	額	453,845	433,505	415,423	499,376
総	道	Ę	産	9,706,533	10,670,304	10,517,951	11,137,853

⁽注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

						20203	年度	202	1年度	2	2022年度	2	023年度
営		業	Ц	又	益	3	3,115		8,966		8,320		8,469
	受	取	配	当	額	Ę	5,513		8,179		7,399		7,433
		銀行	業を営	営む子	会社	Ę	5,513		8,179		7,399		7,433
		その	他 0)子ź	会社		_		_		_		_
当	ļ	明 :	純	利	益	Ţ.	5,564		8,292		7,401		7,992
1 枚	朱兰	またり	当其	阴純和	刊益	121円	79銭	181	円99銭	,	163円19銭	1	78円95銭
総			資		産	322	2,242	3	24,519		325,026		325,444
	銀行	業を営	む子	会社株	式等	310),485	3	08,516		305,587		305,498
	その	の他の	子会	社株:	式等	3	3,145		12,782		15,789		16,604

⁽注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

					当年度	末	
				銀行業	リース業	証券業	その他
使	用	人	数	2,979人	65人	199人	306人

⁽注) 1. 使用人数は、就業者数を記載しております。

^{2. 1}株当たり当期純利益は期中平均株式数により算出しております。 なお、期中平均株式数については自己株式数を控除した株式数を用いております。

^{2.} 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含んでおりません。

(単位:百万円)

(単位:百万円)

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

【第四北越銀行】

① 営業所数

			当年度末(注1) 営業拠点数(注2)
			うち出張所うち出張所
新	潟	県	190店 (6) 136店 (5)
東	京	都	3 (-) 2 (-)
埼	玉	県	3 (-) 2 (-)
群	馬	県	2 (—) 2 (—)
北	海	道	1 (-)
福	島	県	1 (-)
神	奈 川	県	1 (—)
富	Ш	県	1 (-)
愛	知	県	1 (-)
大	阪	府	1 (—)
合		計	204 (6) 148 (5)

- (注) 1. 営業所数には、店舗内店舗方式により統合を行った営業所も1店と数えて記載しており、振込専用支店(2店)やインターネット支店(1店)、コンビニATM支店(1店)は含んでおりません。なお、上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を1か所設置しております。
 - 2. 店舗内店舗方式により統合を行った営業所を除いた当年度末の営業拠点数を記載しております。

② 当年度新設営業所 該当事項はありません。

ロ リース業、証券業及びその他の事業

リース業、証券業及びその他の事業の状況につきましては「(6) 重要な親会社及び子会社等の状況、ロー子会社等の状況| をご参照ください。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

	銀行業	リース業	証券業	その他	合計
設備投資の総額	4,621	184	41	276	5,124

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 重要な設備の新設等

		13 - 2 - 17 1 - 12			(- 12 - 12)
			会社名	設備の内容	投資金額
				ソフトウェア	1,565
銀	行	業	株式会社第四北越銀行	長岡本店営業部移設	1,928
				小千谷支店移設	303

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 上記のソフトウェアには、ソフトウェア仮勘定及びリース資産を含めております。
 - 3. 長岡本店営業部は、長岡都市計画事業大手通坂之上町地区第一種市街地再開発事業により、2023年7月に移転いたしました。なお、金額については当年度中の投資額であります。
 - 4. 小千谷支店は、小千谷中央支店と店舗を統合しており、2024年中を目途に旧小千谷支店の所在地へ新築移転を予定しております。なお、金額については当年度中の投資額であります。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

子会社等の状況

(年度末現在)

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資 本 金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社第四北越銀行	新潟県新潟市中央区 東堀前通七番町1071番地1	銀行業	32,776百万円	100.00%	
第四北越証券株式会社	新潟県長岡市大手通 二丁目3番地10	証券業	600百万円	100.00%	
第四北越リース株式会社	新潟県新潟市中央区 明石二丁目2番10号	リース業	100百万円	100.00%	
北越リース株式会社	新潟県長岡市大手通 二丁目3番地10	リース業	100百万円	(100.00%)	_
第四ジェーシービーカード 株 式 会 社	新潟県新潟市中央区 東大通二丁目1番18号	クレジットカード・信用保証 業務	30百万円	100.00%	_
第四ディーシーカード 株 式 会 社	新潟県新潟市中央区 東大通二丁目1番18号	クレジットカード業務	30百万円	100.00%	_
北越カード株式会社	新潟県長岡市今朝白 一丁目9番20号	クレジットカード・信用保証 業務	20百万円	100.00%	_
株式会社第四北越	新潟県新潟市中央区 沼垂東二丁目11番21号	システム関連事業	100百万円	100.00%	_
第四北越リサーチ&コンサルティング 株 式 会 社	新潟県新潟市中央区 東大通二丁目1番18号	コンサルティング業務、経済・社会に関する調査研究・ 情報提供業務	30百万円	100.00%	_
第四北越キャピタルパートナーズ 株 式 会 社	新潟県新潟市中央区 東大通二丁目1番18号	ファンドの組成・運営に関す る業務	20百万円	100.00%	_
第四北越キャリアブリッジ 株 式 会 社	新潟県新潟市中央区 東大通一丁目2番25号	人材紹介業、企業の人材に関 するコンサルティング業務	30百万円	100.00%	_
株式会社ブリッジにいがた	新潟県新潟市中央区 東堀前通七番町1071番地1	販路開拓事業、観光振興事 業、生産性向上事業	70百万円	85.71%	
第四信用保証株式会社	新潟県新潟市中央区 東大通一丁目2番25号	信用保証業務	50百万円	(100.00%)	
北越信用保証株式会社	新潟県新潟市中央区 東大通一丁目2番25号	信用保証業務	210百万円	(100.00%)	

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。 3. 当社が有する子会社等の議決権比率の() 内は、間接議決権比率であります。

 - 4. 上記14社は連結子会社であります。
 - 5. 2023年4月3日に株式会社第四北越 I Tソリューションズ (2023年4月3日付で株式会社エヌ・シー・エスより商 号変更)及び株式会社ブリッジにいがたの株式を取得したことにより、当年度から連結の範囲に含めております。
 - 2023年10月1日付で解散した第四コンピューターサービス株式会社は、清算結了(2024年3月18日)により連結 の範囲から除いております。

(重要な業務提携の概況)

- 1.株式会社第四北越銀行は、株式会社千葉銀行、株式会社中国銀行、株式会社北洋銀行、株式会社東 邦銀行、日本アイ・ビー・エム株式会社及びキンドリルジャパン株式会社との間で、「基幹系シス テムの共同化に係わる基本合意書」を締結しております。
- 2. 株式会社第四北越銀行は、株式会社千葉銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東 邦銀行、株式会社北洋銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社琉球銀行及び株式会社群馬銀行との間で、「TSUBASAアライアンスに関する基本合意書」を締結しております。
- 3. 株式会社第四北越銀行は、株式会社群馬銀行との間で、「群馬・第四北越アライアンスに関する基 本合意書」を締結しております。

(7) 主要な借入先

該当事項はありません。

(8) 事業譲渡等の状況

当社は、2023年4月3日に株式会社エヌ・シー・エスの全株式を取得し、当社の完 全子会社とするとともに「株式会社第四北越ITソリューションズ」へ商号変更いたし ました。また、同日、株式会社エヌ・シー・エスが保有する株式会社ブリッジにいがた の全株式を当社が取得し、株式会社ブリッジにいがたを当社の連結子会社といたしまし

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員(取締役)に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

	氏	名		名		地位及び担当	重要な兼職	その他
並	木	富士	雄	代表取締役会長 統括、監査部担当	_	_		
殖	栗	道	郎	代表取締役社長 取締役会議長 統括	株式会社第四北越銀行 取締役頭取(代表取締役) 北陸瓦斯株式会社 社外取締役 株式会社BSNメディアホー ルディングス社外取締役	_		
高	橋		信	代表取締役専務 リスク管理部、システム 事務部門担当	株式会社第四北越銀行 専務取締役(代表取締役) 事務本部長	_		
柴	\boxplus		憲	取締役 経営企画部、グループ 戦略推進部、市場運用 部門担当	株式会社第四北越銀行 専務取締役(代表取締役)	_		
\blacksquare	中	孝	佳	取締役 人事企画部、総務部担当	株式会社第四北越銀行 常務取締役	_		
牧		利	幸	取締役 地域創生推進本部長	株式会社第四北越銀行 常務取締役営業本部長	_		
石	坂		貴	取締役 地域創生推進本部 副本部長兼地域創生部長	株式会社第四北越銀行 常務取締役営業本部副本部 長兼事業開発企画部長	_		
宮	越	忠	範	取締役	株式会社第四北越銀行 専務執行役員長岡本店営業 部長兼長岡営業部長兼千手 支店長兼神田支店長	_		
此	村	隆	義	取締役(監査等委員)	_	_		
小	Ш	敏	Ξ	取締役(監査等委員) (社外取締役)	株式会社新潟日報社相談役 株式会社BSNメディアホー ルディングス監査役	_		
松	本	和	明	取締役(監査等委員) (社外取締役)	京都産業大学経営学部 マネジメント学科教授	_		
森		邦	雄	取締役(監査等委員) (社外取締役)	_	_		
É	井		正	取締役(監査等委員) (社外取締役)	かなで監査法人 監事	財務・会計に関す る知見を有してお ります。		
菊	池	弘	之	取締役(監査等委員) (社外取締役)	柾谷小路法律特許税務事務 所 所長	_		

⁽注) 1. 当社は小田敏三、松本和明、森邦雄、白井正及び菊池弘之の5氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

^{2.} 社内事情に精通したものが重要な会議等への出席や会計監査人及び監査部との連携を密に図ること等により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるため、此村隆義氏を常勤の監査等委員に選定しております。

^{3.} 社内取締役が経験を有する分野及び当社が社外取締役に特に期待する分野につきましては、16頁<ご参考2>を参照願います。

^{4.} 監査等委員である取締役小田敏三氏は、2024年3月14日付で株式会社新潟日報社代表取締役会長を任期満了により退任しております。

^{5.} 監査等委員である取締役森邦雄氏は、2023年6月29日付で株式会社ブルボン社外取締役を任期満了により退任しております。

当事業年度中に退任した取締役

	氏	名		退 任 日	退任事由	退任時の地位・担当
広	Ш	和	義	2023年6月27日	任期満了	代表取締役専務 人事企画部、リスク管理部担当
渡	辺	雅	美	2023年6月27日	任期満了	取締役
木	村		裕	2023年6月27日	辞任	取締役(監査等委員)

(2) 会社役員に対する報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位:百万円)

区分	支給人数	等個辞	報酬等の種類別の総額			
	又和八奴	∓以部川≒士	基本報酬	賞与	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員である取締役を除く) (社外取締役を除く)	10名	81	38	23	20	
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く)	2名	25	25	_	_	
社外取締役	5名	33	33	_	_	
計	17名	139	96	23	20	

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 上表には、2023年6月27日開催の第5期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員でない取締役2名、監査等委員である取締役1名を含んでおります。
 - 3. 賞与は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。
 - 4. 当社は信託を活用した株式報酬制度を導入しております。非金銭報酬等には、当該制度に基づき当事業年度中に付与された株式交付ポイントに関する費用計上額を記載しております。
 - 5. 上記取締役に使用人兼務取締役はおりません。

② 取締役の報酬等の決定方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案と決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会もその答申を尊重し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の決定方針の概要は次の通りです。

(取締役の報酬等の決定方針の概要)

当社の取締役の役員報酬については、株主総会にて承認された総額の範囲内で、監査等委員でない取締役の個人別報酬額は、指名・報酬委員会の審議及び答申を経たうえで取締役会の決議にて、監査等委員である取締役の個人別報酬額は監査等委員である取締役の協議にて、以下の方針に基づいて、各取締役の報酬額を年度毎に決定しています。

- ・株主やその他のステークホルダーに対する説明責任を果たしえる公正かつ合理性の高 い報酬内容とする。
- ・報酬等の水準は、他社の水準等を勘案し、誠実な業務遂行等を通じて持続的・安定的に成長し地域経済社会に貢献する金融グループを目指すという当社グループの役員の 役割と責任に報いるに相応しいものとする。
- ・監査等委員でない取締役の報酬については、優秀な人材を当社グループの経営陣として確保でき、かつ年度業績向上や中長期的な企業価値増大へのインセンティブを高める報酬内容とする。
- ・具体的には、監査等委員でない取締役の報酬は、役割や責任に応じて支給する基本報酬のほか、社外取締役を除く取締役には、単年度の業績指標の目標達成度合に連動する賞与及び中長期的な企業価値増大へのインセンティブを高めるための信託型株式報酬で構成するものとする。
- ・監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の監査・監督機 能や独立性を考慮し、基本報酬のみとする。

なお、当社と子銀行の報酬制度は同一であり、当社及び子銀行の取締役を兼任する監査 等委員でない取締役の報酬額は、原則として兼任する子銀行の報酬額に一定の割合を乗じ た金額としております。

(i) 基本報酬に関する事項

区分	内容
監査等委員でない取締役	月額の固定報酬とします。役位毎に定めた基本報酬額を指名・報酬委員 会での審議及び答申を経たうえで、取締役会にて決定します。
監査等委員である取締役	月額の固定報酬とします。常勤・非常勤の別によって基本報酬額を定め、 監査等委員である取締役の協議にて決定します。

(ii) 業績連動報酬等に関する事項

賞与は年度毎の業績に基づく業績連動報酬とします。目標とする利益水準や、その達成度合に応じた支給テーブルは、年度毎に指名・報酬委員会での審議及び答申を経たうえで、取締役会にて決定します。

で産たり	んで、収益収益にで大圧しより。
	内容
業績指標及び 当該業績指標を 選択した理由	株主還元率の算出ベースとなる当社連結の親会社株主に帰属する当期純利益と、主要な子会社である子銀行の本業利益の水準を示すコア業務純益とします。
算定式	賞与=役位毎の賞与基準額×業績連動係数
業績連動係数	業績連動係数=当社連結の親会社株主に帰属する当期純利益に係る適用倍率×0.5 +子銀行コア業務純益に係る適用倍率×0.5
適用倍率	当社連結の親会社株主に帰属する当期純利益と子銀行コア業務純益の目標達成度合に応じて70~130%の幅で変動します。 なお、当社連結の親会社株主に帰属する当期純利益もしくは子銀行コア業務純益が目標の50%以下、または減配となる場合には、指名・報酬委員会にて適用倍率を審議します。 また、支給テーブル設定時には想定しえなかった一時的な特殊要因として勘案すべき要素が発生した場合等、その影響を排除したうえで業績等の評価を行うことが妥当であると認められる場合には、指名・報酬委員会にて適用倍率を審議することがあります。

当事業年度における指標の目標額及び支給テーブルは以下の通りです。

(当事業年度日標)

当社連結の親会社株主に帰属する当期純利益201億円 子銀行コア業務純益278億円

倍率	当社連結の親会社株主に帰属する当期純利益	子銀行コア業務純益
130%	261.3億円以上	361.4億円以上
120%	241.2億円以上~261.3億円未満	333.6億円以上~361.4億円未満
110%	221.1億円以上~241.2億円未満	305.8億円以上~333.6億円未満
100%	201億円以上~221.1億円未満	278億円以上~305.8億円未満
90%	180.9億円以上~201億円未満	250.2億円以上~278億円未満
80%	160.8億円以上~180.9億円未満	222.4億円以上~250.2億円未満
70%	160.8億円未満	222.4億円未満

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の実績は、当社連結の親会社 株主に帰属する当期純利益が212億円、子銀行コア業務純益が331億円であります。

(iii) 非金銭報酬等に関する事項

非金銭報酬は信託型株式報酬であり、役位毎に定めた報酬基準額を、指名・報酬委員会での審議及び答申を経たうえで、取締役会にて決定します。報酬額に応じたポイントを毎年1回付与し、当社及び子銀行の取締役(監査等委員である取締役を含みます)、または執行役員のいずれも退任した際に累積ポイントに相当する当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を、信託を通じて交付及び給付します。

(iv) 報酬の構成割合

監査等委員でない取締役の報酬は、基本報酬・賞与・非金銭報酬である信託型株式報酬にて構成し、報酬の種別毎に役位に応じた基準額を定めております。報酬の構成割合は、賞与の業績連動係数が100%の場合、基本報酬:賞与:信託型株式報酬=50:25:25を概ねの目安としております。

③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第1期定時株主総会において、年額300百万円以内(使用人兼務取締役の使用人部分は含まない)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は8名です。

この限度額とは別枠として、2021年6月25日開催の第3期定時株主総会において、監査等委員でない取締役の株式報酬は3事業年度を対象に、当社が拠出する金銭の上限を390百万円、当社が1事業年度に付与するポイント数(1ポイント=当社株式1株)の上限を90,000ポイントとして決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は8名です。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第1期定時株主総会において、年額85百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名(うち、社外取締役4名)です。

(3) 責任限定契約

(-)			
氏	氏 名		責任限定契約の内容の概要
小田	敏	Ξ	会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、 当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責 任限度額としております。
松本	和	明	同上
森	邦	雄	同上
白井		正	同上
菊池	弘	之	同上

(4) 補償契約

- イ 在任中の会社役員との間の補償契約 該当事項はありません。
- □ 補償契約の履行等に関する事項 該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社取締役 (監査等委員である取締役含む)	当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の損害賠償金及び争訟費用等を負担することによって生じる損害を当該保険契約により填補することとしております。 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、子銀行の取締
株式会社第四北越銀行取締役 (監査等委員である取締役含む)、 執行役員	役並びに執行役員であり、保険料は当社及び子銀行の被保険者数に応じて、 当社及び子銀行が全額負担しております。 ただし、被保険者の職務の執行の適切性が損なわれないようにするため、 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害 賠償請求等は填補の対象としないこととしております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏	名	兼職その他の状況	
小田	敏 三	株式会社新潟日報社 相談役 株式会社BSNメディアホールディングス 監査役	
松本	和明	京都産業大学経営学部マネジメント学科教授	
森	邦 雄	_	
白井	正	かなで監査法人 監事	
菊池	弘之	柾谷小路法律特許税務事務所 所長	

⁽注) 各社外役員の重要な兼職先と当社との間には、いずれも開示すべき取引関係等はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏	名	在任 期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
小田	敏 三	5年 6か月	当年度開催の取締役会12回のうち12回、監査等委員会12回のうち12回出席しております。また、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会2回のうち2回出席しております。	公共性・倫理性の高い報道機関の経営者としての豊富な経験と幅広い知見を活かし、筆頭独立社外取締役として、取締役会や監査等委員会のほか、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会の委員としても、活発な発言を行っており、当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に寄与しております。
松本	和明	5年 6か月	当年度開催の取締役会12回のうち12回、監査等委員会12回のうち12回出席しております。また、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会2回のうち2回出席しております。	大学教授としての経営学に関する幅広い 知見と見識、専門性を活かし、取締役会 や監査等委員会のほか、取締役会が任意 に設置している指名・報酬委員会の委員 としても、活発な発言を行っており、当 社グループの監査機能や取締役会におけ る意思決定・監督機能の実効性向上に寄 与しております。
森	邦 雄	2年 9か月	当年度開催の取締役会12回のうち12回、監査等委員会12回のうち12回出席しております。また、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会2回のうち2回出席しております。	新潟県副知事経験者としての地域行政に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、取締役会や監査等委員会のほか、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会の委員としても、活発な発言を行っており、当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に寄与しております。
白井	Œ	1年 9か月	当年度開催の取締役会12回のうち12回、監査等委員会12回のうち12回出席しております。また、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会2回のうち2回出席しております。	公認会計士及び情報処理システム監査技術者としての財務・会計やシステムに関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、取締役会や監査等委員会のほか、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会の委員としても、活発な発言を行っており、当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に寄与しております。
菊 池	弘之	1年 9か月	当年度開催の取締役会12回のうち12回、監査等委員会12回のうち12回出席しております。また、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会2回のうち2回出席しております。	弁護士としての法律に関する幅広い知見と見識、専門性を活かし、取締役会や監査等委員会のほか、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会の委員としても、活発な発言を行っており、当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に寄与しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位:百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの 報酬等
報酬等の合計	5名	33	_

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

社外役員に関する事項に記載した内容に対して、意見はございません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発 行 可 能 株 式 総 数 発 行 済 株 式 の 総 数

100,000千株 45.942千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

28,976名

(3) 大株主

株主の氏名または名称	当社への出資状況		
休主の八石または石削	持株数等	持株比率	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,098千株	9.14%	
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3,017	6.73	
明治安田生命保険相互会社	1,624	3.62	
第四北越フィナンシャルグループ従業員持株会	1,265	2.82	
日本生命保険相互会社	1,156	2.58	
大同生命保険株式会社	705	1.57	
野村信託銀行株式会社 (第四北越フィナンシャルグループ持株会専用信託口)	668	1.49	
損害保険ジャパン株式会社	618	1.37	
JP MORGAN CHASE BANK 385781	599	1.33	
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	578	1.28	

⁽注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式報酬の内容は次の通りです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役を除く) (社外取締役を除く)	33,056株	2名

⁽注) 上記は、退任した取締役2名に対する信託型株式報酬に係る交付であり、33,056株のうち16,356株は換価処分し換価処分の相当額を給付しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位:百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 貞 廣 篤 勇 指定有限責任社員 森 本 洋 刊 指定有限責任社員 高 橋 秀 和	15	当社監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人から通じ、必要ないの入手や報告の聴取を通じ会計監査役協会が公表する「会計監査人の連携に関する実務指針」の路まえ策定した「会計監査人のに係る判断基準」の向きを統定のでは、会社法第399条第1項の同意を行っております。

⁽注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

^{2.} 当社は、自己株式1,111,077株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

^{2.} 報酬等につきましては、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づ く監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しており ます。

^{3.} 当社及び連結子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、94百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

- イ 在任中の会計監査人との間の補償契約 該当事項はありません。
- 補償契約の履行等に関する事項 該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると認めた場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任する。

また、法定解任事由に該当する事実がある場合のほか、会計監査人としての独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定する。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 定めておりません。

7 会計参与に関する事項

会計参与は不在であり、該当事項はありません。

8 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の 行使に関する方針

剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、株主総会決議によらず取締役会の決議とすることができる旨を定款に定めております。

当社は、金融グループの公共性に鑑み、将来にわたって株主各位に報いていくために、収益基盤の強化に向けた内部留保の充実を考慮しつつ、安定的な株主還元を継続することを基本方針としております。具体的には、配当金と自己株式取得合計の株主還元率40%を目処としつつ、1株当たり配当金は原則として累進的とし、配当性向は、第三次中期経営計画期間(2024~2026年度)中に35%程度とすることを目指すこととしております。

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位:	百万円)
------	------

余 額

建和具旧列织衣(2024年	
科 目 資産の音	金額
現金預け金	2,230,849
買入金銭債権	17,106
商品有価証券	2,452
金銭の信託	4,966
有価証券	3,072,041
貸出金	5,430,402
外国為替	29,802
その他資産	256,040
有形固定資産	55,948
建物	16,740
土地	30,240
リース資産	161
建設仮勘定	342
その他の有形固定資産	8,463
無形固定資産	8,893
ソフトウェア	7,857
リース資産	33
その他の無形固定資産	1,002
退職給付に係る資産	35,779
繰延税金資産	2,061
支払承諾見返	21,078
貸倒引当金	△29,569
資産の部合計	11,137,853

科目	金 額		
負債の部			
預金	8,498,683		
譲渡性預金	206,769		
売現先勘定	202,184		
債券貸借取引受入担保金	375,528		
借用金	1,167,666		
外国為替	385		
信託勘定借	14,813		
その他負債	124,318		
賞与引当金	2,565		
役員賞与引当金	148		
株式報酬引当金	774		
退職給付に係る負債	760		
役員退職慰労引当金	47		
睡眠預金払戻損失引当金	1,058		
偶発損失引当金	1,935		
債務保証損失引当金	2		
固定資産解体費用引当金	1,026		
特別法上の引当金	24		
繰延税金負債	13,905		
再評価に係る繰延税金負債	4,800		
支払承諾	21,078		
負債の部合計	10,638,477		
純資産の	-		
資本金	30,000		
資本剰余金	102,980		
利益剰余金	309,446		
自己株式	△7,638		
株主資本合計	434,789		
その他有価証券評価差額金	12,026		
繰延ヘッジ損益	29,163		
土地再評価差額金	5,562		
退職給付に係る調整累計額	17,815		

その他の包括利益累計額合計

純資産の部合計

負債及び純資産の部合計

非支配株主持分

科 日

64,568

499,376

11,137,853

19

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

		(単位・日力片
科 目	金	額
経常収益		182,058
資金運用収益	99,006	
貸出金利息	49,460	
有価証券利息配当金	39,065	
コールローン利息及び買入手形利息	△15	
預け金利息	1,466	
その他の受入利息	9,030	
信託報酬	146	
役務取引等収益	36,033	
その他業務収益	37,910	
その他経常収益	8,961	
償却債権取立益	752	
その他の経常収益	8,209	
経常費用		151,190
資金調達費用	34,738	
預金利息	560	
譲渡性預金利息	11	
スプロリューリス コールマネー利息及び受渡手形利息	△6	
売現先利息	9,650	
債券貸借取引支払利息	16,683	
借用金利息	27	
その他の支払利息	7,812	
役務取引等費用	10,772	
その他業務費用	30,395	
営業経費	63,338	
その他経常費用	11,943	
貸倒引当金繰入額 (1)	3,274	
その他の経常費用	8,669	
経常利益		30,868
特別利益		1,512
おかれる 固定資産処分益	60	1,512
	60	
段階取得に係る差益	109	
負ののれん発生益	1,343	
特別損失		2,622
固定資産処分損	362	
減損損失	1,039	
金融商品取引責任準備金繰入額	7	
退職給付費用	187	
固定資産解体費用引当金繰入額	1,026	
税金等調整前当期純利益		29,758
法人税、住民税及び事業税	9,198	25,750
法人税等調整額	△644	0.553
法人税等合計		8,553
当期純利益		21,204
		1
非支配株主に帰属する当期純利益 親会社株主に帰属する当期純利益		<u> </u>

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

科 目	金額		
資産の部			
流動資産	2,945		
現金及び預金	2,130		
未収収益	286		
未収還付法人税等	528		
固定資産	322,498		
有形固定資産	1		
工具、器具及び備品	1		
無形固定資産	6		
商標権	5		
ソフトウェア	1		
投資その他の資産	322,490		
投資有価証券	0		
関係会社株式	322,102		
繰延税金資産	150		
その他	236		
資産の部合計	325,444		

	(単位:百万円)
科目	金額
負債の部	В
流動負債	163
未払費用	13
未払配当金	56
未払法人税等	2
賞与引当金	41
役員賞与引当金	23
その他 固定負債	26 4 1 2 0
回处只惧 長期借入金	4,120 2.660
株式報酬引当金	179
債務保証損失引当金	2
長期預り金	933
その他	344
負債の部合計	4,283
純資産の	部
株主資本	321,160
資本金	30,000
資本剰余金	287,606
資本準備金	7,500
その他資本剰余金	280,106
利益剰余金	11,192
その他利益剰余金	11,192
繰越利益剰余金 自己株式	11,192 △7.638
日 [M 五] 純資産の部合計	321,160
	325,444
只は父の代見任の即口引	323,444

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額
営業収益 関係会社受取配当金	8,469 7,433
関係会社受入手数料 その他	1,036 0
営業費用 販売費及び一般管理費	9 78 978
営業利益 営業外収益	7,490 22
受取保証料	20
雑収入 営業外費用	6
債務保証損失引当金繰入額 雑損失	2 3
経常利益 特別利益	7,506 463
子会社清算益	463
税引前当期純利益 法人税、住民税及び事業税	7,970 35
法人税等調整額 法人税等合計	<u>△57</u> △ 22
当期純利益	7,992

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

株式会社第四北越フィナンシャルグループ 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 秀和

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社第四北越フィナンシャルグループの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社第四北越フィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載 内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、 そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続 を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適 切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及 び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠している かどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎と なる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を 入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監 査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又 は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

株式会社第四北越フィナンシャルグループ 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典

指定有限責任社員 公認会計士 森本 洋平

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 秀和業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社第四北越フィナンシャルグループの2023年4月1日から2024年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続 を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適 切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及 び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取 引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又 は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計十法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第6期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株 主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、 連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

株式会社 第四北越フィナンシャルグループ 監査等委員会

監査等委員 此村 隆義 印

監査等委員 小田 敏三 印

監査等委員 松本 和明 @

監査等委員 森 邦雄 印

監査等委員 白井 正 印

監査等委員 菊池 弘之 印

(注) 監査等委員小田敏三、松本和明、森邦雄、白井正、菊池弘之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

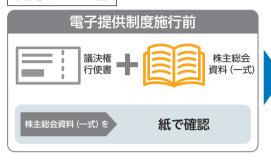
以上

インフォメーション

電子提供制度に基づく株主総会資料の提供について

- ・会社法改正による電子提供制度の施行に伴い、株主総会資料はウェブサイトに掲載して提供する方法に変更となりました。
- ・株主総会資料一式につきましては、本資料2頁に記載の当社および東京証券取引所のウェブサイトに掲載しておりますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

変更イメージ図





「ネットで招集」のご案内

・ウェブサイト「ネットで招集」では、インターネット上で招集ご通知をご覧いただける ほか、議決権行使ウェブサイトへのアクセスもご案内することができます。

アクセスはこちら ▶ https://s.srdb.jp/7327/





「議決権行使」ボタンを押すと、議決権行使ウェブサイトにアクセスいただけます。

●「議決権行使」ボタンを押すと、「読取」「移動」の表示された、以下の画面に 遷移しますので、以降は画面の案内に従ってご入力ください。



- ●「読取」ボタンを押すと自動でお持ちのカメラが起動しますので、議決権行使 書用紙右下に記載の「ログイン用QRコード」を読み取りください。 (詳しくは、5頁の「QRコードを読み取る方法」をご参照ください。)
- ●カメラが起動しない場合などは「移動」ボタンから、議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。 (詳しくは、5頁の「ログインID・パスワードを入力する方法」をご参照ください。)

「企業サイト」ボタンを押すと、当社ウェブサイトから様々な情報をご覧いただけます。

株主総会会場のご案内



日時

2024年6月25日 (火曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時)



場所

第四北越銀行本店2階 だいしほくえつホール 新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1

ご出席の株主さまへのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。



お車でご来場される場合は、第四北越銀行本店の駐車場または最寄りの駐車場をご案 内させていただきます。なお、駐車場には限りがありますので、あらかじめご了承く ださい。









見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント を採用しています。